

平成26年 3月 4日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成26年3月4日(火)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 議案第 1号 町税条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 8 議案第 2号 東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 9 議案第 3号 東庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第10 議案第 4号 東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第11 議案第 5号 東庄町障害程度区分審査会の委員の定数等を求める条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第12 議案第 6号 東庄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第13 議案第 7号 東庄町社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第14 議案第 8号 東庄町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第15 議案第 9号 町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第16 議案第10号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第17 議案第11号 東庄町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する

る条例の全部を改正する条例を制定することについて

- 日程第 18 議案第 12 号 平成 25 年度東庄町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 19 議案第 13 号 平成 25 年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 20 議案第 14 号 平成 26 年度東庄町一般会計予算
- 日程第 21 議案第 15 号 平成 26 年度東庄町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 22 議案第 16 号 平成 26 年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 23 議案第 17 号 平成 26 年度東庄町食肉センター特別会計予算
- 日程第 24 議案第 18 号 平成 26 年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算
- 日程第 25 議案第 19 号 平成 26 年度東庄町介護保険特別会計予算
- 日程第 26 議案第 20 号 平成 26 年度東庄町水道事業会計予算
- 日程第 27 議案第 21 号 平成 26 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算

日程第 28 休会の件

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問（別紙のとおり）
- 日程第 6 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 議案第 1 号 町税条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 8 議案第 2 号 東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 9 議案第 3 号 東庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 10 議案第 4 号 東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて

- 日程第 1 1 議案第 5 号 東庄町障害程度区分審査会の委員の定数等を求める条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 1 2 議案第 6 号 東庄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 1 3 議案第 7 号 東庄町社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 1 4 議案第 8 号 東庄町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 1 5 議案第 9 号 町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 1 6 議案第 1 0 号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 1 7 議案第 1 1 号 東庄町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 1 8 議案第 1 2 号 平成 2 5 年度東庄町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 1 9 議案第 1 3 号 平成 2 5 年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

出席議員（ 1 5 名 ）

- 1 番 林 俊 之 君
- 2 番 大 網 正 敏 君
- 4 番 花 香 孝 彦 君
- 5 番 佐久間 義 房 君
- 6 番 板 寺 正 範 君
- 7 番 城之内 一 男 君
- 8 番 高 木 武 男 君
- 9 番 林 甚 一 君
- 1 0 番 鈴 木 正 昭 君
- 1 1 番 多 田 和 弘 君
- 1 2 番 土 屋 進 君
- 1 3 番 山 崎 ひろみ 君

- 14番 宮崎正吾君  
15番 高嶋雅弘君  
16番 鎌形寿一君

欠席議員

なし

出席説明員（13名）

町長 岩田利雄君  
副町長 清水正幸君  
監査委員 平山茂君  
総務課長 五十嵐秀司君  
病院事務長 宇ノ澤康成君  
町民課長 池永芳則君  
会計管理者 鈴木努君  
健康福祉課長 石毛克身君  
まちづくり課長 金島正好君  
農業委員会事務局長 河津静夫君  
教育委員会委員長 向後元道君  
教育長 小澤茂君  
教育課長 林敏行君

出席事務局員（3名）

事務局長 小林豊  
次長 宮前玉子  
主査 箕輪広次

(午前10時00分 開会)

議長(鎌形寿一君)

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、平成26年3月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、14番 宮崎正吾君、1番 林俊之君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から3月14日までの11日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

したがって、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、多田和弘君。

11番(多田和弘君)

平成26年3月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る2月24日、議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定並びに付託委員会などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案22件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から14日までの11日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は8人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、諮問第1号を上程し、採決を行います。続いて、議案第1号から議案第13号までを順次上程し、質疑・採決を行って延会といたします。

第2日目の5日は、議案第14号から議案第21号までの、平成26年度各会計予算を上程し、提案理由の説明、内容説明を行います。次に、議会の議決をいただいて議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、お手元の委員会付託表のとおり、詳細な審査をこれに付託することとなります。ここで、暫時休憩し、引き続き議場において予算審査特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行います。終了後、本会議を再開し、改めて委員長、副委員長の互選結果の報告を行い、散会

とします。

第3日目の6日から13日までは休会としまして、この間、6日、7日、10日には予算審査特別委員会を開催することに合意を見ております。

なお、委員会開催の詳細は、審議予定表によりご了承願います。

最終日の14日は、時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、議案第14号から議案第21号までの予算審査特別委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、一部事務組合等の議会報告を予定しております。

以上で、議会運営委員会において決定いたしました事項の報告を終わります。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から3月14日までの11日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月14日までの11日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

12月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありましたが、病院院長、高石佳則君から診療業務のため、欠席したい旨の届け出がありました。ご了承願います。

次に、請願・陳情の処理経過及び結果について、町長より報告がありました。配付の印刷物のとおりです。ご了承願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、12月定例会において可決されました決議書については、関係機関に送付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、平成25年12月1日から平成26年2月20日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

まず1ページ目、総務課の交通安全関係でございますが、12月10日から12月31日まで、冬の交通安全運動を実施したほか、幼児交通安全教室や小学校6年生の自転車教室を実施しております。

次に2ページ目、上段の住家災害見舞金の支給状況でございますが、これまで1,747人の方に支給をいたしました。この見舞金は今年度をもって終了となりますが、町で被害を確認している方には個別に申請の案内をしたところでございます。

次に3ページ目、上段の町民課、賦課徴収関係でございますが、平成25年度町県民税を初め、国保税等の更正分納税通知書を記載のとおり発送をいたしました。

また、12月25日、26日に、滞納整理として臨戸徴収を実施しております。今後も税財源の確保のため、徴収率の向上に努めてまいります。

次に8ページ目の衛生関係に記載のとおり、各種検診、予防接種、保健指導等の事業を実施しております。

また9ページ目に介護サービスの利用件数等を、10ページ目に地域包括支援センター、デイサービスセンター等の活動、利用状況を記載しております。引き続き介護予防を重視した施策の実現に努めてまいります。

次に10ページ目、下段のまちづくり課の建設関係でございますが、橋梁補修工事等5件、総額で2,758万円余りの工事を発注いたしました。

次に12ページ目、商工・観光関係でございますが、1月11日、12日、東京の有楽町で全国町イチ！村イチ！というイベントにおきまして、いちごを初め、東庄町のPRをしてまいりました。今後も積極的に東庄町の情報を発信してまいります。

最後に14ページ目、東庄病院の関係でございますが、診療状況につきましては、入院患者数が1日平均50人、外来患者数が118人となっており、経営は順調に推移をしているものと認識しております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

教育長、小澤茂君。

教育長（小澤 茂君）

教育委員会行政報告の主なものを申し上げます。15ページをごらんください。

1の教育委員会関係ですが、昨年11月27日に東庄町教育行政諸課題検討委員会より、町内5小学校を1校に統合することが望ましい、給食センターは別の場所に新しく建設するという答申をいただきましたので、(3)(4)の教育委員協議会を立ち上げたものでございます。(4)も第1回となっておりますが、これは平成26年での第1回であります。

2の学校教育関係ですが、(1)平成26年度町立幼稚園児募集結果でございます。応募者は、笹川幼稚園、橘幼稚園、ともに40名。応募率72.1%です。(3)の契約関係ですが、東庄中学校屋内運動場バスケットコートライン変更工事ほか、東庄中学校関係が多くございます。

続いて16ページ、3の生涯学習関係ですが、1月12日に東庄町成人式は、該当者169名、そのうち出席者129名でありました。議員の皆様にはご出席いただき、ありがとうございました。

4の公民館関係以下は、17ページの記載のとおりです。

以上で、教育委員会の行政報告といたします。

議長（鎌形寿一君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

おはようございます。本日は2点について質問させていただきます。

初めに、地域防災力の強化について。



3.11東日本大震災から間もなく丸3年を迎えようとしています。まだまだ復興も追いつかず、地域に、さらには人々の心に重くのしかかるものがあります。あの震災を忘れることなく、本日の一般質問をさせていただきます。

近年、局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻発し、地域防災力の強化が喫緊の課題となる中、消防団の重要性が改めて注目を集めています。

消防団は消防署とともに、火災や災害への対応などを行う消防組織法に基づいた組織とされています。

全ての自治体に設置されており、団員は非常勤特別職の地方公務員として条例により年額報酬や出勤手当などが支給されています。火災や災害の発生時には、いち早く自宅や職場から現場に駆けつけ、対応に当たる地域防災の要とされています。

特に東日本大震災では、団員みずからが被災者であるにもかかわらず、救援活動に身を投じ、大きな役割を發揮してくれました。その一方で、住民の避難誘導や水門の閉鎖などで198人もの方が殉職し、命がけの職務であることが全国的に知られるところとなりました。しかし、その実態は厳しく、全国的に団員数の減少が顕著になっており、1965年に130万人以上いた団員は、2012年には約87万人に落ち込んでいる現状とのことです。その背景には、高齢化に加えて、サラリーマンが多くなり、緊急時や訓練の際に駆けつけにくい事情も団員の減少の要因と見られています。震災被災地のある団員は、地元を守るという使命感とボランティア精神で何とかやっているが、現場の実情は本当に厳しいと胸の内を明かしたそうです。これが現状だと思います。

そこで、我が町の消防団組織の現状と今現在の課題、またこれから予想される課題について、町としてのお考えをお聞きしたいと存じます。

消防関連は、一部事務組合の所管とは認識しておりますが、消防団に関しては、町民の皆さんに支えていただいているわけですから、しっかりと現状を把握し、サポートしていかなければいけないと考えます。

また、この先、団員の確保が困難になると危惧している地域の要望に対して、町はどのように取り組んでいくお考えかお聞きしたいと存じます。

次に、児童・生徒の安全を守る取り組みについて伺います。

3月、4月は、子供たちにとって大きく環境が変わる季節であります。期待と不安を胸に新年度を迎え、新たな環境に入っていく時期です。昨今、アレルギー症状

を持つ子供さんが大変増えています。また、外見からでは判断することが難しい内部疾患を抱える子供さんも多くいます。

最初に、現在の学校や幼稚園での子供たちの健康管理体制の状況をお聞きします。

皆さんも記憶に新しいことだと思いますが、平成24年12月に東京都調布市の小学校で、食物アレルギーのある女子児童が、給食を食べた後に死亡する事故が発生しました。アナフィラキシーショックによるものでした。アレルギーに対応した除去食であったのに、事故が起きてしまいました。大変に痛ましく、悲しい出来事でした。この報道を見て、アレルギー疾患の子供を持つ親御さんは大変に不安を抱いたことと思います。

そこで、我が町の幼稚園、小中学校に通う子供たちの中で、内部疾患やアレルギー体質の子供さんはどの程度いるのでしょうか。

また、アレルギーの実態把握はなされていますでしょうか。

さらに学校給食の扱いはどのようになっていますか。新たに入園、入学する際、また新年度に切りかわる際にも、子供の健康管理について学校等へ書面で提出しているかと思いますが、どのような取り扱いになっていますか。

また、万一アレルギー症状が発症したり、緊急事態が発生した場合の対応はどのようになっていますか。子供たちも保護者も安心して学校生活を送れるよう、体制を整えるべきと考えますが、幼稚園、学校を所管する教育委員会の見解をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて行わせていただきます。  
議長（鎌形寿一君）

総務課長、五十嵐秀司君。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、山崎議員の質問の1点目、地域消防力の強化についてお答えをいたします。

まず、消防団組織の現状でございますが、現在の東庄町消防団は、235名で活動をしており、神代地区が第1分団、第1部から第7部、笹川地区が第2分団、第1部から第6部、橋地区が第3分団、第1部から第6部、東城地区が第4分団、第1部から第3部、計22部により構成されております。

また、平成25年度の団員の年齢層は、18歳から63歳で、平均年齢は36.

6歳となっております。

課題としましては、地域によって消防団員の確保が困難とされている地域があることが上げられます。人口減少や勤め先が町外という人がふえていることなどによるものと思われまます。

団員の確保が困難な地域の要望に対してということでございますけれども、町の消防団の中には、例えば、稲荷入地区や平台・大友地区のように、団員の在職年数が15年、20年といった消防団や、あるいは龍神台、羽計台のように平均年齢が50歳を超える消防団もございます。また、石出地区では、登録団員はもとより、全戸が地区の消防団員とされているところもございます。町としましては、必ずしも若い年齢層の消防団を組織するというにとらわれずに、自分たちの地域は自分たちで守るという精神を持っていただき、現在の体制維持を最優先としたいと考えております。

以上で私のほうからの答弁を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、林敏行君。

教育課長（林 敏行君）

それでは、ご質問事項2の要旨の1点目、小中学校のアレルギーですとか、内部疾患を持つお子様への対応について、6点でございます。

1点目、幼稚園、小学生、中学生のアレルギー、内部疾患を持つ子供さんの数につきましては、重い子供の数で申し上げますと、平成25年度は食物アレルギーが10人、その他のアレルギーが一人、うちエピペン、これはアドレナリンの自己注射薬でありまして、アナフィラキシーに対する緊急補助治療に使用される医薬品でございます。この所持者が二人。運動に制限のある内部疾患が4人などと把握をしております。

2点目、食物アレルギーの実態の把握の件でございますけれども、毎年度当初全員に、小中学校では保健調査票を、幼稚園では園児に関する調査票を保護者から提出いただくとともに、健康診断や保護者の面談などを通して、きめ細かな把握に努めているところでございます。

また、平成26年度からは、全員に食物アレルギーに関する調査票を加えまして、

さらに詳しく把握する予定にしております。

3点目、学校給食での対応でございます。まず、毎月の給食の献立表に栄養士が卵や魚、エビ、カニなど、該当するアレルギーの原因となる食物ごとに色分け記入したものを各学校、幼稚園に配布をしまして、情報提供に努めております。

また、学校の要請によりまして、主食のご飯類については、除去食による対応を行っております。しかしながら、どうしても食べられないという献立の場合には、あらかじめ学校から保護者に弁当の持参をお願いしているところでございます。

さらに、この1月には教育委員会と各学校の養護の先生方にご協力をいただきまして、学校給食におけるアレルギー対応についてというマニュアルを取りまとめました。各幼稚園、各学校に配布をしまして、周知を図ったところでございます。

4点目、新入園、新入学の際のお子様の健康管理につきましては、先ほどの調査のほか、教育委員会が実施します小学校入学前の就学相談ですとか、就学時の健康診断などで健康状態を事前に把握しまして、健康管理に努めております。

5点目、アレルギー症状を発症した場合の対応についてでございますが、食物アレルギー緊急対応時マニュアルの手順に従って対応をいたします。緊急性が特に高い場合には、直ちに救急車の出動を要請しまして、医療機関につなげていくということになります。

最後6点目、子供たちも保護者の皆様も安心して学校生活を送れるように体制を整えるということについての教育委員会の見解でございます。重篤なアレルギーや内部疾患は、対応の遅れが死亡につながることでありまして、町教育委員会としましても、また学校現場としましても、大変な不安と危機感を強く抱いているところでございます。緊急の場合には、先ほど申し上げましたように、直ちに学校から消防署に救急搬送を要請しまして、医療機関へつないでいくことが重要でございます。

町教育委員会としましては、現在、そのラインの仕組みの整備を急いでいるところでございます。

以上でございます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

初めに消防団のほうなんですけれども、総務課のご答弁は、ずっと前から一緒な

んですが、進歩もなくという状況なんですけれども、私も各地域の現状も前に見させていただきましたし、総務課のおっしゃることもよくわかるんですが、現状で地域の住民の方から要望がありますので、改めてお聞きしました。

理想と現実にはやっぱり隔たりがあると思います。各地域によって温度差があるのは事実ですし、それをほかの地域と同じように違う地域に当てはめるというのも難しいかなと思います。かつての消防団のイメージと今の消防団のイメージというのは、全然変わってきていると思います。消防団に入団しない理由としても、体力に自信がないとか、高齢であるとか、職業と両立ができないという、そういう結果も出ているようです。現実、今ほとんどの方がサラリーマンですので、その方たちにやっていただかなければならないんですが、先ほども50歳、60歳、かつて町長は70代の方が消防団員になったということで、喜んでおっしゃられていましたけれども、果たしてその人たちが操法大会の訓練とか、いろいろな面が来たときに対応できるのか。笹川地区であっても、もし高齢の方が団員になってやった場合にも、分団長が順番で回ってきたりとか、何かいろいろ細かい慣例があるようで、それを全てクリアしないと地域としてはなかなか難しいんじゃないかと思います。

国としても、全ての消防団活動ができなくても、広報や高齢者訪問などの限定的な活動をする機能別消防団員とか、大規模災害のときだけ活動する機能別消防分団などの制度を2005年から導入していると聞きましたが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

また、できましたら、消防団に関しては、町長も深いお考えがあると思いますので、ぜひ答弁をお願いしたいと思います。

町長の肝いりで発足しましたまちづくり会議でも要望として出されていたと思いますので、ぜひ町民の皆様にも首長としての思いをお聞かせ願いたいと思います。

2番目の教育課のほうですけれども、食物アレルギーでアナフィラキシーショックを起こしたとき、その症状を和らげる自己注射薬、先ほど課長もおっしゃいましたが、エピペン、現在、二人の子供さんが所持しているということでした。それも私も初めてお聞きして、アレルギーの方も食物で10人、そのほかで一人、結構大きな数かと思います。これは、本人が使用できるのが一番なんですけれども、状況によっては、本人は使用できませんので、必ずそばにいる人が使用しなければいけないんですけれども、命にかかわる問題ですので。これはやはり講習を受けていな

いと簡単には使用できないと思います。私としては、町内の学校の養護とか、そういうクラスを受け持つ先生、できれば全員がいいかと思いますけれども、講習を受けられる場を教育委員会として実施していただきたいと提案させていただきたいと思います。

そのほかに群馬県渋川市では、市内の小中学校などで児童・生徒らが病気やけが、アレルギー症状で緊急搬送される際、学校と消防署などが迅速に連携できるよう、子供の病歴などを記入する緊急時対応の子ども安心カードを作成して運用を始めています。緊急連絡先や子供がこれまでかかった病気、服用薬、各種アレルギーの有無、かかりつけの医療機関の連絡先などが記載されています。これは全国初の試みとのことです。今、各地の教育委員会などから問い合わせがあるようですが、現在、我が町では、高齢者や障害者に対して、緊急医療情報キットが配布されています。これを学校にいる子供たちに当てはめるという発想かと考えますが、教育委員会としてはどのように考えますでしょうか。緊急時の子供の命を守るという観点でお聞きしたいと思います。

先ほど、ラインの仕組みを考えているということがありましたが、そのようなことも考えてのことかと思えますけれども、答弁のほう、お願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、五十嵐秀司君。

総務課長（五十嵐秀司君）

ただいまありました機能別消防団員の関係でございますけれども、こちらのほうにつきましては、香取広域の消防組合、そちらのほうと十分協議をして、検討等をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思えます。

議長（鎌形寿一君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

ただいまのご質問でございますけれども、これは大きく、最近の傾向として、少子高齢化というような問題も大きく含んでいるのではないのかなという思いがいたします。

社会のコミュニケーションも非常にかつてのようにつながり、強さを持っておりませんで、大変今、軟弱な状況であります。これは消防団に限らず、地域が今、ま

さしく、少しずつ崩壊しつつある状況なのかなという思いがいたします。

消防団は、自分の家を守るということからスタートした自衛消防であります。その精神が家族を守るという一つの大きな目的があります。常設消防ができて、その組織化をして、戦後、消防職員が誕生したまでは全て自衛消防でありました。ですから、自分の家は自分で守る、火災を出さない、出せば近所に迷惑をかける。それから、近所の方は、そういう事故、火災に見舞われた場合には、いち早く駆けつけて初期消火をする。そして火を大きくしない。そういうことが大前提の中で進んだ組織体であります。まさしく自衛消防であります。

ですから、行政もその地域性に任せてきた、そしてまた、それをつかさどるのは地域の方々のコミュニケーションでありましたから、地域独特の考え方、先ほども課長が申しあげましたけれども、全ての方が、地域に住む方が消防団員という石出地区のように、そういう意識を持って進んできたのが事実であります。

しかしながら、操法の大会があったり、そして操法の大会というのは、別に若い人が出て大会をするのではないんです。訓練の成果を発表する場所でありますから、その中で早い遅いを、やはり大会ということでありますので、タイムを競うと、きちんとした教え方が、教えるほうにしてみれば、できているかどうかを確認するための大会でもあります。ですから、かつてはこの町からも50代の方が操法の大会に出ました。全員が50代であります。私たちはタイムを競いませんけれども、その動作を見てくださいということで、大会に出場したチームもございました。

ですから、私から申し上げますと、地域の自衛消防は、地域の方たちでどういうような知恵出しをしながら守っていくかということでありますから、消防に限らず、地域の自治であります。地域には区長さんを中心に役員さんがいらっしゃいます。その地域は、区長を中心にして、町行政と同じように地域の行政をつかさどっていきますから、地域なりの決め事があったり、方法があったり、やり方があったり、それからまた町全体の中で会議がありますから、その中で統率した意見だとか、そういうものをまとめた、組織体でもあります。

そういうことで、行政としては、こういう時代になったからこそ、近所、考え方によれば向こう三軒、両隣のコミュニケーションを密にしてもらいたいということで、今、どうしたらそれができるかということで、いろいろ知恵を絞っているところでもあります

ですから、消防団が、人が足りなくなったというよりも、人がいなくなってしまうというようなことではないわけでありまして、いかにして地域の消防自衛をどう守るかということになれば、女性でも高齢者でも子供たちでも、全くそれは同じであります。ですから、最近の傾向としては、子供たちに消防ということを教えたり、中学校に消防組織をつくったり、高校になっても災害ということに勉強させたりということがあります。これはまさしく今、大きな災害が来たときに助け合いの精神がないと、一人ではどうしようもないことがあります。そのときお互いに命を助け合うということにつながると私は思います。

ですから、こういう問題が今、最近の傾向としたらオレオレ詐欺でありますとか、災害時の互助制度でありますとか、近所の者同士で連絡とる密な関係であるとかということは、昔の時代も今も未来も大事なことだと私は思っております。

ですから、全て行政がやるということならば、常設消防をふやして、人数をふやせば負担もたくさんかかります。地域の消防団をなくして、いわゆる常勤消防だけで町の防災をやれといっても無理です。1軒の家から火災を起こしたというのは、1軒の家の不始末でありますから、その始末をとらなきゃならないのに、全て行政が悪いから火事になったということにも相なります。

ですから、私の申し上げているのは、地域を守るのには、これからどうしたらいいのかということ、地域のやはり皆さん方の知恵を絞りながら決めていくこと、そしてそれがかなわない場合にはどうしたらいいかということの関係からも申し上げますと、年数を長くするとか、年齢を問わずとして団員になるとか、女性も一役買ってもらおうとか、今、まさしく大きな都市では、1軒の柱の旦那が勤めていたとすれば、家に残った女性の方の女性消防隊も結成をされております。今、町も今年度中に女性消防隊を職員の間でつくろうという考え方もあります。ですから、そういうことを考えれば、私も年齢に限らず、近所で火災が起きれば駆けつけます。自分のできる限りの仕事をします。常設消防の隊員と同じようなことをするというではありません。いかに防いでいくかということの考え方をやはり重視したいと、このように考えているところであります。

本格的な消防活動というのは、常設消防の方たちが必ずその後に来て、火消しという形の中でやっていただけますけれども、後の始末も、これはかつての向こう三軒両隣の精神でありまして、地域が、みんなが集まって後始末をするというのも火



災の現場での仕事であります。

ですから、火災を起こして消防団があるということは、火を消すということではなくて、地域を守るということですから、1軒のお宅が火災を起こした場合の後始末まで全部やるのが消防団、そして地域の方々の仕事であります。ですから、このような精神をこれからも続けていくためには、地域コミュニケーションというのをどう図っていくか、自分たちの地域はどうあるべきか、そしてどのように物事を決めていくか、そういうことが大事なことだと私は思います。

そして、年齢的にも、先ほど申し上げましたけれども、子供がその消防団に該当して、どうしてもできないということがあれば、私はそのかわりに親御さんが消防団員として一つの地域のノルマを果たしていただければいいのではないのかなという思いもいたします。

そういうことを考えると、消防組織というのは地域に存在価値としては非常にグレードの高いものだと、このように思っております。

実は、消防団の法律というものはありませんでしたけれども、消防団を中核にして、地域の防災力を高めていこうということで法律がつくられました。その法律の中には、消防団の活動に対し、消防団は地域にとって代替性のない存在と、こういうふうにしてうたっております。それにかわるものはないんだということであります。

そういうことで、消防団の、先ほども申し上げました精神は、これは何にでも通じるんですけれども、みずからの地域はみずからが守るということに徹するんだらうと、このように考えております。

いろいろな問題を含んでいて、大変な面もあるかと思えます。町としても、いろいろな角度から消防団というものを、やはり今、変わらなければならないような状況にもあるのも事実であります。しかしながら、地域は不変であります。ですから、それとどうマッチングさせて、今、消防団のあり方があったら一番いいのかということだけは、これからも一生懸命地域の方々を含めて考えていきたいと。町がトップダウン式に物を決めることは今後ともいたしません。しかしながら、地域の方たちが地域に住むのでありますから、どうしたらいいかということを考えるのは地域力であります。そういうことのお手伝いできればいいなと、そのように考えております。

今後とも地域のコミュニケーションということを考えれば、町全体のコミュニケーションにも通じます。先ほども申し上げましたように、地域の中で、団員として15年、20年お勤めいただいている地域もあるということも事実であります。決して若い方たちだけが消防組織をつくっているのではないのだと。そこに住む人たちが全て自衛消防の意識を持って生活をすると、これがやはり基本なんだということもぜひご認識をいただきたいなと、このように思っております。要望は十分わかっております。今後とも最大限の努力をしまいたいと、このように考えているところであります。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、林敏行君。

教育課長（林 敏行君）

それでは、教育課のご質問、2点でございます。

まず1点目、エピペンの講習の関係でございますが、現在のところ幼稚園2園と橘小学校、それと東庄中学校を除いて全教職員が養護教諭による講習を受講済みでございます。

また、未実施の幼稚園、学校につきましては、平成26年度の年度初め、4月の第1週には講習を終える見込みとなっております。

また、教職員の人事異動も4月でございますので、講習を実施済みの学校につきましても、毎年度、講習を実施するよう、呼びかけてまいりたいと考えております。

2点目、子ども安心カードについてでございます。保護者のあらかじめの同意を得まして、消防署に情報の提供を行うということにつきましては、町教育委員会としましても、有用性が高く、かつ必要ではないかと考えていたところでございます。家庭、学校、消防、医療機関のライン整備の一つとしまして、特に学校と消防の接続という点においては、既に電話にて消防東庄分署のほうへ搬送の手順の確認を行うとともに、事前の情報提供を打診しておりまして、ご協力をお願いしたところでございます。

新年度から着手できるように、現在、作業を進めているところでございます。

また、香取市にも同様の動きがございますので、同じ香取広域市町村圏の消防でございますから、連絡をとり合って、情報交換をしているところでございます。

また、家庭と消防のライン、そちらについても、この情報の提供が生かされるの

ではなかろうかと考えるところでございます。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

初めに、消防団です。町長の考えも町の考えも全部わかります。先ほど町長がおっしゃったように、この間地元の、固有名詞を言ったらいけないんですけど、私の住んでいる地域がちょっと人員確保が厳しいということで、前年度から言われていましたので、今回言わせていただいたのですが、火事があったり災害があれば、消防団にかかわらず、住民はすぐ動く。隣で何かがあって、消防団じゃないから動かないということはありません。ただ、消防団となるとちょっといろいろな面で違って来る、じゃあ全員が消防団になるかといったら、そうもいかないわけですよ、消防団員にはそれぞれの報酬もありますし、保険も多分掛けられているし、だから全員がなるというわけにもいかないんですけども、そこも今までどおりに選んでいくというのがちょっと難しいので、新しい形に変えて、また選んでいけるようになればいいかなと、地区のほうでも一生懸命模索してやっていますので、町のほうも全体として考えていただければなと思ったのです。一地域だけじゃありませんので、ほかにもあると思いますので、考えていただきたいと思いました。

地域のコミュニティがなくなっているというのが一番の原因とおっしゃられましたけれども、本当にそうなんです。地域でも、婦人会もないし、区の役員は年度ごとにありますけれども、その方たちが中心に行っているわけですけども、女性の力ももっと有効に使えたらなと私はずっと考えておりました。ただ、今の形だと簡単にはちょっと、その名前だけ入れるというわけにもいきませんので、提案させていただきます。

これからも、ここの全議員の皆さんのご協力も得まして、一番いい形でうちの町の防災の一役を担う消防団が活躍できればなと思いますので、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

教育課のほうですけども、うれしい回答いただきまして、ありがとうございます。本当に子供たちのアレルギーや内部疾患、いろいろな病気、かつてない病気も増えております。命を守る、本当に時間が最優先される時期もありますので、今、

消防署との連携もとっていただけるということですので、一日も早くいい形でこの制度ができるようお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

次に、10番、鈴木正昭君。

10番（鈴木正昭君）

それでは、質問に入らせていただきます。

まず4点、質問をさせていただくわけですが、日本の平均寿命、男性79歳から78歳、女性で86歳から87歳。65歳からの千葉県平均余命、男性19歳、女性約24歳。高齢化率、これちょっと古いんですが、東庄町28.6%で、千葉県内17位、多古町ちなみに29.7%で12位です。神崎町27.6%で20位でございます。2020年の老年人口割合は約38%以上、県内市町村では約14位になると推計されています。つまりところ2025年時点で3人に一人が65歳以上、5人に一人が75歳以上、認知症を抱える人は470万人、急激に高齢化する12年後の姿が浮かびます。

高齢化に伴う予算は、国レベルで4兆円、県レベルで7,000億円の手当が予想されます。やりくり上手な東庄町でも、財政力指数は0.44、県内町村の中でも下から4番目ということで、高齢者が健康長寿で若い世代になるべく負担をかけず、仕事に、子育てにできるようにサポートしてやることが今後の老年世代に必要なかと思われまます。

今後、ますます自治体間競争が激しくなり、乗りおくれは若者の定住につながり、負のスパイラルになろうとしています。地域を、高齢者を交えて活性化するために、施策をお伺いします。

まず第1点、高齢化社会の健康、福祉施策について。質問要旨、取り組みの現状、問題点、解決策と今後の展開について。

続いて、最近は数カ所の塾に通う生徒が出始めています。ゆとり教育の方針により、土曜授業が一旦は廃止されましたが、既に法改正され、授業の再開は自治体の判断に委ねられるようになったと聞いています。学力向上のため、退職教諭や塾の講師のボランティアにより、土曜日に補習をしているところがあると聞いています。

野田市では、市立全小学校で実施するようです。また、市川市では、経済的理由で学習塾に通えない子供のサポートなどにより、無料の校内塾を市立全55学校が、地域の人材から講師を募り、週一日、二日、実施予定とのこと。我が町の考えを伺います。

質問事項、業務教育土曜授業の復活について。質問要旨、課題と可能性について、教育委員会と教育課にお伺いいたします。

続いて、空き地は放置しておけば廃棄物、ごみの捨て場の場所となります。また、景観も損ないます。当町にも数カ所あり、一部2ヘクタール前後の広大な土地があると聞いています。既に旭市や香取市では、広大な土地を利用して、ソーラー発電をしています。

そこで質問事項。町有地について。現状、問題点、その解決策と今後の取り組みについて伺いたいと思います。

それから、最近、情報通信の進歩は目覚ましく、当町のホームページも見やすく、使いやすくなり、関係者に敬意を表したいと思います。自治体間競争がますます激しくなってきました。財政力の乏しい我が町、経費を10%抑えることは売り上げ倍増につながると会社経営者は言っております。クラウドコンピュータへの発達が目覚ましく、サーバーを用意したり、ソフトウェアを更新したりするのは、基本的にサービス提供者がやってくれるので、初期投資を抑えることができ、いつでも使えて、どんな端末でも利用できる利便性があります。ただし、セキュリティ対策やデータセンターが災害に対応、安定的な通信回帰を各地でできない場合は、課題となります。

利用自治体では、関西方面が多く、千葉県では大網白里市が特にしています。ランニングコスト、メンテナンス、研究費を含め、経費の20%を節約できるそうです。

そこで、町ICTについて、データベースのクラウド方式について、それから各施設のネット予約について、考えをお聞かせいただきたいと思います。

第2回目の質問は自席にて質問させていただきます。よろしく申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、鈴木議員の質問についてお答え申し上げます。

質問事項の1番目、高齢化社会の健康、福祉施策について。質問要旨の取り組みの現状、問題点、解決策と今後の展開について、お答えいたします。

初めに、取り組みの現状ですが、町の高齢化率も30%を超えました。今後も高齢化が進んでいきますので、高齢者が健康で長生きできる取り組みを推進してまいります。

まず、健康増進事業といたしまして、平成26年度に生活習慣病予防教室を6回実施いたします。これは町の特定健診で、血液中の糖の異常者が7割以上となっていることから、糖尿病予防等のため、町民の生活習慣病等を把握し、対応を強化するものでございます。

また、東庄町は、がん死亡率が県内では上位となっており、反面、がん検診の受診率が低い状況でしたので、平成24年度から26年度までちば県民保健予防財団と、モデル事業として、各種がん検診を実施しております。その成果も徐々にあらわれており、平成27年度以降も町の事業として継続していく考えでございます。

さらに人間ドックの助成も充実しており、高齢者の肺炎球菌ワクチンの助成も今年度は大幅に増加しております。

介護予防対策といたしましては、げんき教室やはつらつ運動教室、いきいき健口教室などを開催し、外出支援巡回バスを利用して多くの方に参加いただいております。高齢者の体力維持や認知症予防に努めております。

今後、高齢化が進み、認知症の方が増えると思われるので、認知症サポーター養成講座や介護予防活動を推進するために、はつらつ支援ボランティア養成講座を開催して、多くの方に参加をいただき、町民の方々が助け合いの気持ちを持って、健康で長生きできる社会をつくっていきいたいと考えております。

また、高齢者の対策としまして、町社会福祉協議会が事務局となっております老人クラブに対しまして、従来の助成のほかに平成24年度から活性化事業補助金を交付しております。老人クラブ連合会に加入されていない、高齢者の方たちにも、高齢者いきいきレクリエーションなどに、介護予防教室に参加されている皆さんに声かけをいたしまして、参加をしていただいております。

今後も高齢者が集える場所の提供やイベント等を検討したいと考えております。

町では、平成23年8月から東庄町見守りネットワークをスタートいたしました。

民生委員、児童委員さんが中心となって、地域の皆さんに協力をいただき、町民全体で助け合えるシステムづくりを推進しております。毎年8月と2月を見守り強化月間といたしまして、高齢者等の安否確認を行っており、あわせて災害時要援護者台帳への登録を推進しております。

平成26年度には、平成27年度から29年度を事業計画といたします高齢者福祉計画第7期と介護保険事業計画第6期を作成いたします。現在、ニーズ調査を行っており、今後、東庄町に合った計画を進めていきたいと考えております。

また、1月には東庄町で多職種協働による在宅医療チームを担う人材育成事業研修会を実施いたしました。今まで医療と介護の連携が十分ではなかったもので、多くの関係者に参加していただき、連携に向けてスタートいたしました。今後も引き続き研修会等を開催し、地域包括ケアの推進に向けて努力いたします。

今後も町民の皆様のご意見等をいただきながら、限られた予算の中で充実した施策を実施したいと考えております。

以上、答弁を終わります。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、林敏行君。

教育課長（林 敏行君）

それでは、ご質問事項2の要旨1、土曜授業の課題と可能性についてでございます。土曜授業につきましては、議員のお話にありましたように、昨年11月に学校教育法施行規則の一部改正が行われております。文部科学省によりますと、改正の背景・趣旨としましては、土曜日に子供たちに、これまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることが重要であり、そのためには学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら学校での授業や地域において、多様な学習、文化やスポーツ、体験学習等の機会の充実に取り組むことが重要であるとしております。このような観点から、子供たちに土曜日での充実した学習機会を提供する方策の一つとしまして、土曜授業を捉え、教育委員会の判断により、土曜授業を行うことが可能であるということがこの施行規則に明確にうたわれたところでございます。

また、一口に土曜授業と申しましても、文部科学省では土曜日の学校での教育課程内の正規授業、これを土曜授業とっております。そのほか、学校が主体となるけれども、土曜日に行う教育課程外、時間割以外の活動を「土曜の課外授業」、ま

た教育委員会や各種の支援団体が行う学習活動を「土曜学習」というように使い分けておりまして、これら全てを総称しまして、「土曜日の教育活動」としているところでございます。

議員お話のとおり、既に先行して実施しているところからは、いろいろと成果を上げている事例の報告もされております。このような事例も踏まえ、また「土曜授業」を実施するにはさまざまな課題がありますので、町教育委員会としましては、どのようなことができるのか、学校側と相談をしてみたいと考えます。

一方、教育課の生涯学習係では、これまでも青少年向けの事業を実施しておりますし、各種の団体も把握しております。講師の確保なども含め、「土曜日の教育活動」としての事業化、そちらについても今後、学校のほうとよく相談をしてみたいと考えております。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、五十嵐秀司君。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、私のほうから、まず町有地の関係についてお答えいたします。

町有地の中の普通財産の未利用用地につきましては、売却等が可能な土地が筆数で15筆、面積で6,475平方メートルございます。

主な土地としましては、食肉センター付近の4,250平方メートルが一画地としてございます。これら普通財産は、他用途での利用が可能な土地でございます。一般の方から利用したい等の話があった際には、売却の方向で協議をしてきましたけれども、現在のところ、契約までには至っておりません。

今後とも売却先等を見つけていきたいと考えております。

また、宅地の隣接地等で宅地、または駐車場用地として貸し付けている町有地は19筆、1万2,380平方メートルございます。これらの土地につきましても、以前から借り主と売却に向けて協議を行っていますが、なかなか進まないのが現状でございます。今後とも売却へ向けて協議を進めていきたいと思っております。

それから、行政財産の中の主な未利用地としましては、新宿地先でございます約2万平方メートルの土地が一画地としてございます。この土地は、下水道用地として取得したものでございますけれども、下水道用地の計画は白紙の状態でございます。



す。現在は、町発注の建設工事の発生土等のストックヤードとして活用しております。当面、ストックヤードとして利用しながら、活用方法等についても検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、町のICTについてということで、データベースのクラウド化、それと各施設のネット予約という2点についてお答えいたします。

本町では、3年前の東日本大震災を教訓に、大災害時等における住民への切れ目のない行政サービスの提供を目指しております。その中で、各種情報のバックアップは、業務の継続、住民サービス提供に欠かせないものと考えております。そこで、各種情報の安全な保管を目指しまして、クラウド化を検討してまいりました。そして一昨年、平成24年10月から基幹系の情報、住基、国保、税務、介護のデータを既にクラウド化しているところであります。これにより、大きな災害等により庁舎が被災したとしても、データを失うことはなく、住民に対して切れ目のないサービスが提供できるように備えております。

次に、各施設のネット予約についてですが、ネット予約に関しましては、コスト面と我が町の施設数、規模を考慮、検討しております。現段階では、当面、施設予約システムの導入は時期尚早かと考えております。

以上で私のほうの答弁を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。  
議長（鎌形寿一君）

10番、鈴木正昭君。

10番（鈴木正昭君）

前向きな検討をいろいろありがとうございます。

それでは、福祉施策のほうからちょっと何点が質問させていただきます。

長野県は、ピンピンコロリ、長寿日本一となりました。これには各町内の保健推進指導員を配置して、進めていったそうでございます。その辺の検討はいかがでしょうか。

それから2点目、介護予防対策として、いろいろ教室が予定されていますが、器具や娯楽施設の充実、青馬の里、憩いの里のおでかけ号の配車等をお考えでしょうか。

それから3点目、またどのようなイベントを考えているのか、また高齢者活性化資金として、現在、町の老人クラブへ交付しているようでございますけれども、と

ころによっては老人クラブの活動はしているけれども、町のほうにはなかなか加入しないと、そういったところも考えて、区を通して補助というようなこともいかがでしょうか。これはやはりコミュニティをつくるという上で一番大事ではなからうかと考えております。

それから、雰囲気がよく、楽しければ必ず人は集まってまいります。昼間談話室、あるいはオープンカフェ等の可能性はいかがでしょうか。

それから、見守り隊ですが、よく町でも見かけますけれども、郵便配達、新聞配達員さん、あるいは農協の職員さんと提携して、配布された配付物がたくさんたまっているようだったら、やはり提携をして、中の連絡をしていくというようなこともいかがでしょうか。

それから、多職種協働在宅医療チームを担う人材育成事業の構成メンバーなんですが、もし、メンバーの職種だけでも結構です、名前は結構ですので教えていただければありがたいと思います。

それから、数年前まで実施されていたメタボリックシンドローム症候群へのヘルスサポート事業がなぜ廃止されたのでしょうか。メタボリックシンドローム症候群が高脂血症から動脈硬化、糖尿病から約10年で腎透析に移っていくようでございます。透析、週1ないし3回で60万から90万、10年で600万円ほど支出するようになると思います。高額医療費で10万円以上は、町、県、国が負担となりますが、26年度より生活習慣病教室を開催の予定とのこと。この辺については自分も受けたいと思います。廃止になった理由を聞かせていただきたいとします。

それから、町有地についてでございますが、一部新宿下、時々私もその周りを通るんですけども、行政財産ということで、白紙だそうでございます。2万平方メートルほど近くあるそうでございます。残土の置き場に少し一部なっているようでございますが、かつては北海道ではワインを造酒して、バスを無料で走らせて町がありました。空き地は放置すれば廃棄物の山となり、ごみ捨て場となります。利用すれば生産が上がります。ソーラー発電、あるいは農地を活用した実証実験農場、あるいは廃棄物や不燃性のごみが埋却、あるいは埋め戻しをして農地の再利用、あるいは356号として、また利根川沿いとして、格好の場所になっております。景観も美しいところでございますので、どうかひとつ道の駅の建設などを提案してい

きたいと思います。

それから、土曜の授業については、前向きの検討をいただきましたけれども、ぜひ豊後高田市のように市民、それからボランティアとともに、ワーストワンの学力が、全国ベストテンに入るような、そういう躍進を遂げたところもございます。どうかひとつ、土曜日には昔の寺子屋方式のような方法でも取り入れていただければありがたいと思います。

それから、情報通信についてお答えいただきましたけれども、ネット予約はまるきり考えていないそうですが、当町も観光協会では既にスマートフォンで一般に知られるように、あるいは私も町のホームページ、時々、あるいは町長のブログを見せていただいております。かなり以前から見れば雲泥の差のごとく進歩しております。どうかやればできる、ただやらないだけで終わるのではなくて、前向きに取り組んでいただきたいと思います。その辺のほうを、以上ひっくるめて再度質問をいたしますので、よろしく、関係当局にお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、議員さんの質問にありました、7点ほど質問についてお答えいたします。

まず、第1点目、保健推進員の配置についてですが、町では現在食生活改善推進員さんが20名、これについては、食の面から健康づくりをサポートしていただいております。また、母子保健推進員さん、32名ございまして、母子に限らず、一般の方の健診受診のPR等を実施していただいております。この二つの組織が保健推進員と同等の活動を行っていると考えております。

続きまして、2点目の青馬の里、憩いの里への運動器具、娯楽道具の設置についてということですが、現在のところ考えてはおりません。現在設置されているものを有効利用していただきたいと考えております。

また、おでかけ号のルートということですが、憩いの里につきましては、東庄病院に近いこともありまして、1日12便を停車しております。青馬の里については、神代ルートの2便のみとなっております。ルートの関係で増便は難しいと思われませんが、町民の皆さんのご意見、ご要望等があれば検討してまいりたいと思います。

3点目の、高齢者が集うためのイベントということですが、現在、町社会福祉協議会で行っておりますいきいきサロン等を充実できればと考えております。高齢者の交流の場であります青馬の里、憩いの里を有効利用していただければと思っております。また老人クラブ連合会に加入されていない老人会への区を通しての補助ということにつきましては、現在のところ補助ができないということになっておりますので、できれば連合会へのご加入をしていただきたいと思います。

4点目のシルバー談話室、オープンカフェを町で設置することはということですが、現在のところ、考えてはおりません。

5点目の見守り隊ということですが、広報2月号でお知らせをしていましたが、町では今年1月に「生協コープみらい」と見守りネットワークに関する協定を締結いたしました。これは配達員が配達先や配達途中で異変に気付いた場合に、健康福祉課や消防署など、関係機関に連絡、通報していただき、町が関係機関と連携して、必要な対応を行うことになっております。今後も各種団体、民間事業所などと協定を結びまして、地域の見守りネットワークを広げていきたいと考えております。

6点目の多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業の構成メンバーですが、町内の医師、歯科医師、薬剤師、東庄病院の医師、看護師、理学療法士、介護施設のケアマネ、県や町の保健師などとなっております。町内外の医療、介護に携わる大勢の方が参加され、連携に向けてスタートいたしましたところでございます。

最後の7点目でございます。ヘルスサポート事業の廃止の理由についてですが、この事業は、平成19年度から21年度まで、当町でも実施しております。その後、特定健診及び特定保健指導が義務づけられまして、食事や運動の指導が行われるようになったため、県の事業廃止とともに、町の事業も廃止したところでございます。

以上で終わります。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、五十嵐秀司君。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、私のほうから、2万平方メートルの行政財産の未利用地の関係でいろいろご意見をいただきましたけれども、地方自治法のほうで行政財産については、一応、公共の用に供される財産ということで、売買、貸し付け、そういうものがないということになっております。目的外使用という例外規定もございますけれ

ども、そういう中では、その期間、貸し付ける期間というのは、なるべく短い期間とすることが望ましいということで、通常は1年以内ということになっております。そういう状況等を踏まえますと、なかなか貸し出し等というのは困難な状況かと思っております。ご意見をいただきました内容等を踏まえて、活用について検討をしていきたいと思っております。

それから、ネット予約の関係でございますけれども、やはりまだ町の施設の数、そういうもの等を考えると、ちょっと早いのかなと考えております。そういう状況等も踏まえて、今後、検討なりもまた引き続きしていきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

10番、鈴木正昭君。

10番（鈴木正昭君）

いろいろ困難な問題があろうかと思えますけれども、前向きに検討していただくよう、お願い申し上げまして、今回、これで質問を終わりたいと思えます。どうもありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

以上で鈴木正昭君の一般質問を終わります。

次に、2番大網正敏君。

2番（大網正敏君）

2番、大網。早速質問に入らせてもらいます。質問事項の1、防犯について、お伺いいたします。防犯カメラの必要性についてお伺いいたします。

前回の一般質問では、高齢者にふりかかる犯罪の防止策をお聞きいたしました。今回は、最近多い盗難被害の防犯対策をお聞きいたします。

我が町は、千葉県内でもトップクラスの犯罪が少ない町だと思います。しかし、警察やボランティア団体などのパトロールの強化、自宅や事務所の戸締まりなど、徹底的に行っていても、最近、盗難被害が多く発生しております。防犯カメラの設置を望む声を多く聞きます。そこで私は、防犯対策の一環として、防犯カメラの設置を希望いたします。

防犯カメラは、被害の未然防止や犯罪の速やかな認知、被害者の保護など、迅速、

的確な対応、犯罪の捜査や客観的な立証などに極めて有効であります。

また、それのみならず、防犯カメラは地域の安全は自分で守るとの意識を高め、犯罪を許さない意識を強め、なお犯罪を許さない機運を醸成させる意味で、犯罪の起きにくい社会づくりの一翼を担うものであると考えております。

そこでお聞きいたします。私は防犯カメラが必要だと思いますが、町ではどのようにお考えなのかお聞きいたします。

また、前回一般質問で防災・防犯の対策について、自分の命は自分で守るのが基本とのお答えでした。そこでお聞きいたします。個人で自宅や事務所に設置を望む場合、支援等の策はあるのかお聞きいたします。

続きまして、質問事項の2に移ります。

東庄町のこれからの教育の在り方についてお聞きいたします。

最初に、教育に関する主な課題として、教育振興基本計画特別部会、第7回で、現在の教育に関する主な課題として、子どもの学力、そして体力、規範意識、青少年の自然体験、読書活動、食育の推進、優れた芸術・文化に触れる機会など、課題としておりました。そこで、東庄町ではどのように認識し、対策を立てたのかお聞きいたします。

続きまして、これからの学校像についてお聞きいたします。教育委員会では、検討委員会の答申を踏まえて、東庄町立小学校について、現在の5校を1校に統廃合し、統合の時期についてはできるだけ早く時期を統合する方向で、仮称東庄町立小学校再建計画を策定すると広報の中で発表されておりました。現状では、小学校5校がそれぞれの学校に教育方針が定められており、また風土やPTAの歴史が培われております。そこで、成長過程にある子供たちをどのように教育を行っていくのか。東庄町の基本理念をお聞きいたします。

続きまして、子供たちの将来像についてお聞きいたします。今後、国際競争の激化や少子化がさらに進むことが予想される中で、将来の国際社会を生き抜き、さらに故郷や友人を愛し、活躍する機会ができる子供たちを育てなければなりません。そこで、子供たちがどのような大人になりたいかを調査した資料がございましたので、少し発表させてもらいます。小中学生は、たくさんの友人や仲間がいるが50%を超えておりました。それから、大人に聞いてみたところ、いずれも60%以上の人が、人を思いやる心を持っている人という答えがありました。そこでお聞きしま

す。子供たちが将来どのような大人に育ってほしいか。それを町ではどのようにお考えか、お聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わりにいたしたいと思います。次回からは自席にて行いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、五十嵐秀司君。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、私のほうから1点目の質問、防犯についてお答えをさせていただきます。

防犯カメラは、金融機関はもとより、コンビニエンスストアなどの商業施設、人通りの多い街路などに設置されるケースが多く、犯罪抑止に一定の効果があるものと認識しておりますが、本町の人口規模や犯罪件数等から考えますと、現在のところ設置の予定はございません。

次に、個人で設置する場合の支援策ということですが、現在、防犯カメラ設置に対する補助金制度はございません。窃盗などの犯罪被害に遭わないために、自分で自分を守る意識を高めていただくことが何よりも大切だと考えております。補助金制度の創設より、各世帯で寝る前にきちんと鍵をかけるなど、町民の皆さんの防犯意識の高揚を図っていくことが重要と考えております。

町では、警察署から犯罪発生の連絡があった場合は、積極的に防災行政無線等で注意を促したり、先日の区長会総会の席上においても、香取警察署の防犯に関する説明を依頼するなど、警察と連携をした防犯意識の高揚に努めているところでございますので、ご理解のほう、いただければと思います。

以上で答弁のほう、終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、林敏行君。

教育課長（林 敏行君）

それでは、ご質問事項の2「東庄町のこれからの教育の在り方」の要旨の1番目でございます。「教育に関する主な課題」について、7点を申し上げます。

1点目、子どもの学力についてでございますが、平成25年度「全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）」が、小学校6年生の国語・算数と、中学校3年生の

国語・数学を対象に、それぞれ、A、主として知識に関する問題と、B、主として活用に関する問題、に分けて実施されております。

本町の結果でございますけれども、小学校では国語Aは全国平均を下回りましたが、そのほかについては全国平均を上回っております。

また、中学校では、国語AとBはともに全国平均を上回りましたが、数学はAとB両方とも全国平均を下回っております。この結果を受けまして、各学校では現状と課題を把握・分析しまして、今後の学力の向上に向けて取り組んでいるところでございます。

2点目、体力についてですが、平成25年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」が、小学校5年生と中学校2年生を対象に実施されております。千葉県体力合計点の平均点は、全国で小学校が男子7位、女子6位。中学校で男子5位、女子3位。いずれも高い水準にありまして、本町の児童・生徒も同様の水準にございます。今後とも各学校では、さらなる体力の向上に向けた取り組みを継続して行ってまいります。

3点目、規範意識についてでございます。小・中学生について、道徳・倫理・法律などの社会ルールを守ろうとする意識が低下しているといった見方もされております。各学校においては、道徳の時間や学校でのさまざまな活動などを通じまして、規範意識の向上に努めるとともに、家庭・学校・PTA・地域の皆様には、引き続き一体となった学校へのご支援をお願いしまして、子供たちの規範意識の醸成を図りたいと考えております。

4点目、青少年の自然体験については、校外学習などで自然体験を行っているところでありますし、生涯学習面での活動の機会もございます。本町は自然体験のできるよい環境に恵まれておりますので、それらを生かしてまいりたいと考えます。

5点目、読書活動についてでございますが、各学校では、始業前に朝読書の時間を設けるなどの取り組みをしております。

また、町教育委員会としましては、毎年、町PTA連絡協議会から、学校図書館の図書購入費増額の陳情もいただいております。図書購入費の予算確保に努めて、読書活動の支援を図っているところでございます。

6点目、食育の推進についてでございます。各小・中学校の養護教諭、栄養教諭が中心となりまして、食に関する指導を行っております。そのほか、学校給食セン



ターでは栄養士が各小・中学校の各学級を訪問しまして、給食指導を行っております。

また、各小学校1年生の保護者を対象に、生涯学習係で行っております家庭教育学級を受け入れるなどいたしまして、食育の推進を図っているところでございます。

7点目、優れた芸術文化に触れる機会という点につきましては、各小学校では、演劇や音楽鑑賞などの機会を設けるよう努めております。また、中学校では、3年に一度、「音楽鑑賞教室」を開催しているところでございます。今後もこのような機会を増やしていければと考えております。

次に、要旨2「これからの学校像」でございます。小学校の統廃合に関して、これから仮称であります、「東庄町立小学校再編計画」を策定してまいります。教育基本法のもと、町の新たな教育の理念等もこの中に盛り込むことになるものと考えます。ちなみに現在、東庄町では「21世紀をたくましく生きる東庄の子どもたちを育てるために」を掲げまして、また千葉県では、「県民一人一人が主体となって、家庭・学校・地域が責任と信頼のもとに連携・協力し、心身ともに健康で、郷土を愛し、責任ある行動と自己表現のできる、あすを拓くちばっ子を育てていきます」とうたっております。

要旨の3「子どもたちの将来像」でございます。子どもの夢や希望が実現できるように、義務教育9年間で基礎をしっかりと固めるとともに、一人ひとりの個性や能力を伸ばし、これからの東庄町、ひいては日本を支える人材の育成に努めてまいります。

各学校には、知・徳・体のバランスのとれた、たくましい子どもの育成と、幼稚園・小学校・中学校の各段階に応じたきめの細かな指導を実践していただくようお願いしております。

これからも町の教育の推進にたゆまず努力してまいります所存でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

2番、大網正敏君。

2番（大網正敏君）

防犯対策のほうについて、再度お聞きいたします。

防犯カメラは東庄町は1万5,000人の町でして、それほど多く犯罪が起きて

おりません。しかも、過去において犯罪がとても少ない町なので、それほど気にならない、犯罪が起きなかったということが盲点だったのかと思います。それで防犯意識が薄れて、泥棒とか、そういう犯罪が多く最近聞こえております。したがって、暗いところだと余計犯罪がふえるのではないかなと思いますので、防犯灯を多く設置してもらったり、より一層のボランティア活動、ボランティア団体の育成とか、そういうのを行ってもらいたいと思いますが、どのようなお考えなのかお伺いいたします。

それと、教育のほうでですが、今現在、学校、それと家庭、あと地域、これの連帯が物すごい大事だと考えておりますので、今後の連携のあり方、そしてどのようにやっていくか、そこら辺を具体的に教えていただければ幸いです。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、五十嵐秀司君。

総務課長（五十嵐秀司君）

防犯の関係でございますけれども、やはり町民の皆様には防災意識の高揚、それを図るのが一番かと考えております。いろいろ地域の皆様方に防犯パトロール等、そういうもののボランティアでご協力をいただいております。そういうのもやはり十分、またその辺を充実するように、関係機関の皆様のご協力をお願いしたいと思っております。そういう形で今後も取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほう、お願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、林敏行君。

教育課長（林 敏行君）

議員のご質問、家庭、学校、地域の一带の具体的な例ということでございますけれども、これについては夏季休業、冬季休業、または春のお休みもございます。そこで、地域の皆様には防災行政無線などを通じまして、児童の見守りの安全をお願いするなどしてございます。それらを膨らませていくということになるかと考えております。

また、先ほど申し上げました、規範意識の醸成については、これら三者がやはり一体的となった取り組みが必要でございます。その辺もさらに学校側とよく協議を

して、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

2番、大網正敏君。

2番（大網正敏君）

防犯につきましては、なかなか難しいという部分があるということでしたので、なお一層の防犯啓発活動を行ってもらい、安心・安全という形で、夜も枕を高くして眠れるような町にしてもらいたいと思っております。

それと学校、家庭、地域での連携なんですけれども、これは子供たちをよりいいといいますか、夢のある人を育てる、そしてそれが育つような楽しい町、そして誇れる町の人を育てるような教育になってもらいたいと私は考えております。

以上、最後は要望になってしまいましたけれども、これで質問を終わりにします。

議長（鎌形寿一君）

以上で、大網正敏君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時ちょうどといたします。

ご苦労さまでした。

（午前 11時44分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（鎌形寿一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番、林俊之君。

1番（林 俊之君）

1番、林俊之です。2項目について質問をいたします。

まず、小学校統廃合について質問いたします。

昨年11月に東庄町教育行政諸課題検討委員会より学校給食センターのあり方についてと、少子化に伴う学校教育のあり方について、答申が出されました。

その答申を受けて、小学校統廃合については、教育委員会で協議をして、仮称東庄町立小学校再編計画を策定いたしますと広報1月号にも記載され、町民の皆様

知らせることができたところであります。

諸課題検討委員会の答申には、仮称東庄町立小学校再編計画策定に当たっては、町民に情報を公開し、きめ細かく、丁寧な説明を考慮されたいと明記されております。また、教育委員会も、これからの進みぐあいについては、広報などで随時皆様にお知らせをする予定ですよという言葉で締めくくられております。新しい段階に進み始めたことで、誰もが注目しているところであります。

そこでお尋ねいたします。仮称東庄町立小学校再編計画の策定に当たり、現在の進捗状況をお尋ねいたします。

また、諸課題検討委員会の答申の中に、統廃合の時期についてはできるだけ早い時期に統合する方向が望ましいとありますが、今後の進め方についてお尋ねをいたします。

次に、地域活性化事業についてお尋ねいたします。

まず、道の駅についてお尋ねいたします。現在、全国的にも、また近隣の市町でも道の駅が開設され、地域活性化の力になっているところであります。同じ香取郡の神崎町では4月に圏央道神崎インターチェンジから稲敷までの開通に伴い、来年春オープン予定の道の駅発酵の里こうざきの整備事業が3月議会に提案されるそうです。

ご承知のとおり、道の駅では地域の特産品などを中心に地元をアピールできる場所になっており、地域の活性化に大変役立っているところであります。東庄町の基幹産業は農業であり、地元の特産品を知らしめる最高の場所となるはずであります。

また、各地の道の駅を見ると、中心街や繁華街ではなく、駐車場などが広くとれる場所で、新しく整備された道、バイパスや主要街道沿いに設置されているところが多いようであります。そこで東庄町で道の駅はどうかと考えますと、主要幹線道路であります北ルートでは橘小学校付近が先週開通いたしました。河口堰から開通した部分をつなぐところまで、また国道356号線バイパスでは、笹川橋から河口堰まではいまだ開通していませんでしたが、ここにきてどちらも進展してきたと聞いております。

東庄町のバイパス、主要幹線道路が整備され、開通するときが道の駅の実現に向けて動き出すときではないかと考えます。

そこでお尋ねいたします。町民から道の駅、待望論が多く聞かれる中、町の考え

方をお聞きいたします。

次に、各種イベント事業、促進に向けてということでお尋ねいたします。

今年3月、今現在ですが、千葉市のオークラ千葉ホテルでオープンテラスのオープン記念として、いちごフェアが開催され、東庄町のいちごを全面的に使用してくださっているそうです。1カ月にわたり開催されると聞いております。これは大変注目すべきことであります。東庄町のいちご業界の皆さんの努力の結果だと思えます。アイベリーといういちごは、栽培が非常に難しい上、デリケートな品種ということで、全国的にも栽培される産地が少なく、大変であることは生産者自身が一番認めるところであります。町のいちご業者の皆さんの頑張りに改めて称賛の声を送りたいと思えます。

おかげで我が町は、今、いちご街道と注目されるまでになりました。今回、千葉のホテルで開催しているいちごフェアを、場所は離れておりますが、町民の皆さんに広く知らしめるべきであると思えます。

そこでお尋ねいたします。東庄町のいちごを全面的に使用して、オークラ千葉ホテルで開催されているいちごフェアについて、町の取り組み方をお尋ねいたします。

次に、演歌歌手、氷川きよしさんが15周年記念曲として1月に「大利根ながれ月」という曲を発売されました。東庄町を歌ってくれた曲であります。これは東庄町にとっては、大変ありがたい話であります。よくぞこの曲を選んでくれたと思えますし、氷川きよしさんという人気歌手からいただいたチャンスであります。昨年のSLと同じように、大きな予算をかけることなく東庄町をPRすることができるわけありますので、これを逃す手はありません。いただいたチャンスを思う存分使わせていただくべきだと思えます。

そこでお尋ねいたします。町の取り組み方をお答えいただきたいと思います。

最後に、4月からの新年度も継続のイベント、新規のイベントなどが計画、予定されていると思えますが、各イベントの町の取り組み方をお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終了いたします。よろしくお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

教育課長。

教育課長（林 敏行君）

それでは、林議員のご質問事項の1、「小学校統廃合について」の関係、2点で

ございます。

1点目の、教育委員会での進捗状況でございます。午前中、教育長の行政報告にありましたように、小学校統廃合と新学校給食センターの建設を協議するために、昨年12月25日に定例教育委員会の終わった後に、教育委員協議会を設けまして、教育委員5人による協議を開始したところでございます。

この協議会については、毎月の定例教育委員会の後と必要に応じて随時の開催を行うということにしております。本年1月27日には、2回目の協議会を開催いたしましたけれども、学校給食センターの関係を優先したことから、小学校統廃合については、各委員の考えを述べ合ったところで終了しております。

なお、2月については諸行事が立て込んでおりましたことから、開催を見送りました。次回は今月、3月25日に開催する予定でございます。

次に、2点目の今後の進め方についてでございますが、教育委員協議会で、統合の方法や時期を協議しまして、早期に「(仮称)東庄町立小学校再編計画」を取りまとめてまいりたいと考えております。

この計画は、統廃合の具体的な実施に向けた基礎になるのでありまして、統廃合の考え方や方法、手順などを盛り込む予定でございます。なお、計画策定までの過程においては、必要に応じて住民説明会などを開催しまして、地域の皆様のご理解をいただきながら進めていくことになろうと考えます。

よろしくお願い申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(金島正好君)

それでは、私のほうから、道の駅についてのご質問について、お答えいたします。

近隣市町村の道の駅の設置状況を見てみますと、旭市、神崎町がそれぞれ平成27年度オープンを予定するなど、大分、設置が進んでおります。町民からは、道の駅や農産物直売所といった施設の要望が多く聞かれるところでございます。今、本町においては、利根川沿いの国道356号バイパス工事が河口堰まで接続されつつあります。また、北ルート of 工事も進展が見られてきておまして、工事完成に期待するところでございます。

こうした道路整備が進む中、財政状況は、かなり厳しい状況下ではございますけ

れども、町といたしましては、道路工事の完成等を考慮いたしまして、道の駅設置に向け、検討を進めて行きたいと考えております。

続きまして、各種イベント事業についてのご質問でございます。

この3月1日から31日までの1カ月間、千葉市のオークラ千葉ホテルで、東庄町のいちごを使って「いちごフェア」が開催されております。町といたしましても、東庄町のいちごとして、また東庄町の知名度アップとして、かなりの宣伝効果があるものと期待しております。町のホームページや情報誌に掲載する等の広報を行っておりまして、積極的に町内外にPRしております。農産物であるいちごは、生産量が限られておりまして、大量に幾らでも流通させられるというものではございませんが、町の取り組み方針といたしましては、産地間競争に負けないように、観光いちご組合等と協力しながら、各種イベントやメディア等を利用して、積極的に東庄町のいちごのPRと東庄町の知名度アップを図っていきたいと思っております。

また、いちごを目当てに当町を訪れた方々につきましては、東庄町で食事をしていただく等、長く町に滞在することによりまして、二次的に町の商工観光の活性化につながるようにも心がけております。

次に、氷川きよさんの「大利根ながれ月」という歌謡曲が発売された件についてでございますが、この曲は、天保水滸伝の平手造酒を題材としておりまして、町のPRになると考えております。町といたしましては、できる範囲内で、できる限り応援してまいりたいと考えておりますが、各種団体等におかれましても、この曲を活用、応援してくださるようございましたら、町としてもできる限り協力させていただきますように思っております。

次に、新年度のイベントについてでございますが、現時点では、本年度と同等のイベントを計画しております。

以上、答弁でございます。

議長（鎌形寿一君）

1番、林俊之君。

1番（林 俊之君）

ありがとうございます。

まず、統廃合ですけれども、順調にこれからも進めていくということで、よろし

くお願いをしたいと思います。

それから、道の駅については、私も質問したとおり、今、課長からも道路が北ルート、国道、バイパスとこの後すぐということですので、ぜひそのバイパス等が完成した後に、道の駅でも課長がおっしゃった農産物直売所でも結構ですので、ご検討をいただければと思っております。

あと、イベント事業ですが、ちょっと前後しますけれども、今後の継続イベントなどでは、私も婚活イベントについてはずっと担当しております。昨年を見ますと、やはりある程度の、今までと違ったのができたわけですが、今年もそれと同じではなく、また新たに考えながら、同じでは先に伸びませんので、新しいものに挑戦をして、失敗をするかもしれませんが、イベントを盛り上げていきたいと思っております。各イベントも新しいものを取り上げていかないと、やはり衰退していくと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、オークラ千葉ホテルでのいちごフェアですけれども、これがチラシでして、町長の笑顔が写っているチラシができています。実は、2日前、千葉の駅前の千葉そごうさんで、千葉県の物産展のフェアがありまして、東庄町に時間をいただきまして、日曜日、30分、2回、宣伝していいですよということで、まちづくりの担当課の2人と、私は観光協会のスタッフとして、3人でそごうに伺いました。そして、1時と3時に、こちらが今、町で無料で配っていますエコバッグ、コジュリンの入ったバッグなんですけれども、これを100ずつ、200組用意したんですが、やっぱり満員のお客さんで、無料ですので、すぐなくなってしまうという状態でありまして、ただそこで紹介しているときに、いちごの無料券も入っていますので、どうぞ東庄町へと話をしたんですが、それよりもその脇で、このいちご、町長の顔が写っております、こちらが、千葉のホテルだったものですから、千葉そごうで同じように渡していますと、こちらについてのほうが評判がよくて、こちらの問い合わせが多かったんです。それはやっぱり、行って見てわかったんですが、千葉市で開催しているのだから、これは千葉のホテルですから、お客さんから見れば、これはすぐ行けると、東庄町にはJRだったら1時間半、車だったら高速に乗っても1時間10分とか20分かかりますけれども、千葉市の方々にとっては、これのほうが、じゃあ行きましようという感じで、行って見て私たちもびっくりしたんですが、もっともっとこれを宣伝すればいいかなと思って、3時からちょっと多目にしたん



ですけれども、それは行ってみて初めて、ああそういうものなんだなというのを1回勉強させてもらったような気がします。

今回のいちごフェアもそうですけれども、そのほかSPF豚とか、ホワイトボールとか、特産品を、私たちは観光協会のスタッフでもありますし商工会の役員でもあります。先月は、2月にやはりJRさんが、銚子から笹川まで乗ってくださいということで、やはりまちづくり課から声をかけていただいて、あのときは観光協会と商工会のスタッフ4人で、銚子から乗せていただいて、いちごを配りながらPRをさせていただきました。やはり人気で満員のお客さんでした。

私は一応アナウンスをしていたので、普通の形で、このままだったんですけれども、あとの3人は、去年のSLから、JRさんがぜひということで、町人姿で3人が銚子から乗りまして、町でも用意していただいたので、衣装がだんだんよくなりまして、私が見ても、本当にあぁいいなと思うぐらいで、お客さんと記念撮影をしたり、ですから、コジュリンくんと同じぐらい人気がある中で、男性3人がPRをしていたということでありました。

そのように、イベントをこれからも、私たちも時間が合えば必ず協力をしていきますので、どうか活性化のために、ぜひ私たちも使っていただいて、これからはいちごだけでなく、よろしく願いをしたいと思います。

そして最後に、氷川きよしさんの、こちらの曲ですけれども、先ほど答弁いただいた担当課長、それから私と、あと一人、3人で2月20日に日本コロムビア宣伝担当部長で、長年、氷川きよしさんのマネジャーを担当している渡辺さんという方が東庄にお越しいただきました。忙しい方のように、バスで来ましたので、諏訪神社の観光会館で話を聞かせていただきました。

そのときに、コンサートというのは、もう年に100回ぐらいで、千葉県には1回、2回とかで割り振れて、千人規模の会場ということで、軽く断れたんですけれども、なぜマネジャーさんが東庄に来てくれたかといいますと、キャンペーンなら可能性がありますので、お話に来ましたと来てくれました。氷川さん、15年の間に、そういうキャンペーンというのは一度だけしかないそうです。玄海船歌というのを歌われて、これが九州、福岡が地元なのですが、そこでそのときにはモニュメントで何か記念の像をつくったらいいんですが、それは何でもいいと思うんですけれども、それを除幕して、その後に会場はどこかわかりませんが、二、三曲

歌を歌わせていただきました。それはそれほどお金がかからないでできますということですよ。

それなら可能性が有りますということで、諏訪神社で、今からもう50年以上前だと思ふんですが、三波春夫さんの大利根無情のときに、その歌ではないんですけども、歌詞、大利根何とかと書いてくれたのが相撲場の脇にあります。それがもう50年も昔に、本人ではなくて、せがれさん、今一生懸命活躍している三波豊和さんが除幕に来てくれました。まだ小学生か中学生だったと思ふんですが、それは写真に残っています。

そのような形で、何でもいいと思ふんですけれども、氷川さんが来て、何かの記念の除幕をして、その後、こちらの役場にも寄っていただきました。大ホールを見ていただきまして、何カ所か確認したみたいで、ここで大丈夫ですよということですので、そのようなキャンペーンをした後に何曲か歌ってもらえる、それが実現するかどうかはわかりませんが、わざわざマネージャーの方に来ていただきました。会場も見ていただきました。私は商工会笹川支部の支部長ですけれども、今回、話を聞いていて、とても笹川支部で対応できるような問題はありませんので、ここには商工会長もいます、観光協会会長もいらっしゃいます。町全体の大きな組織でぜひ呼べるように、これからお願いできればと思っております。

最後に言われましたのが、氷川きよしさんは新曲、次の曲を半年ごとに出しているそうです。確かに見ますと、半年ごとに次の曲を出しています。今回の曲を1月29日に出していますので、7月末か、15周年の記念ということで、ちょっと引っ張るかもしれませんということですので、8月半ば、ですから、その間に、日にちはないんですけども、できるものならば、やはり今の曲が中心にヒットしているときに何とかということをお願いされています。

ぜひ町の協力もいただいて、何とか実現できればいいと思っております。

ここで岩田町長にぜひ意見をお聞きしたいんですけども、町長はいつもこのような言い方をすると失礼ですが、町の広告塔として、全国に走り回っています。そしてその中で、時々大利根無情を歌って町の宣伝をしてくださっているそうであります。最近聞きますと、大利根ながれ月の練習もしているような話も聞いております。ぜひまたその歌も歌っていただきたいと思ひますし、これからぜひ頑張っていきたいと思ふんですが、ご意見を聞かせていただければと思ひます。よろしくお願

いいいたします。

議長（鎌形寿一君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

町の活性化といいますか、町のこれからのことをご質問いただいたわけでありますが、私の個人的な見解であります。やはり道の駅も道路網の整備がきちんとされて、きちんとした形でなければ設置場所というのも決まらないわけでありまして、やっとそのめどが少しずつついてきたかなという感がいたします。これも多くの方々のご支援とご協力の中でなし得ることでありまして、一気にできれば持っていきたいなど、このように思っております。

また、1月11日、12日に全国の町村の、いわゆる物産展が東京の有楽町で行われました。そこにも私、行きましたけれども、各地域、やっぱり地域おこしということで、いろいろなものを出品してもらってありました。やはりこれは地域あつての、非常にお互いに切磋琢磨して、いろいろな意味で我が町の特産品ということで、力を入れているんだなという思いがしました。そういうことが2年に一度ずつ、今、全国で行われているわけであります。

それと合わせて、先ほどの質問の中に、オークラ千葉ホテルがこの3月いっぱい、東庄のいちごを使って、いろいろな取り組みをされるということでありまして、実際には、このオークラ千葉ホテルでありますけれども、千葉県各市町村職員共済組合の施設でありまして、その中で東庄町に非常に関心をしていただいたのは、やはりホテルの総支配人を含めて、何度か東庄町に訪れていただいております。その中で、お土産にいちごを持っていってもらったり何かした中で、ぜひ東庄のいちごをホテルでも使ってみたいということで、何度か打診がありまして、それで3月いっぱいを、1カ月間、ロングランで東庄町のいちごを扱ってみたいということでスタートしました。なかなかいいスタートを切ったようであります。

実は、昨日、この会場に行ってみりました。2時半からということで、ちょうどランチタイム、昼時とディナーの間にこれをやっているわけでありまして、会場も全部リニューアルさせて、こういう日だともう野外で食事ができるようにオープンさせました。オープンテラスということでありまして、非常にホテルにしては珍しい試みの中で、第1号として、オープンテラスの記念の一環として取り上げ

ていただいたということは大変喜ばしいことだと思っております。

やっぱり女性の方が非常に多く入っていらっしやいまして、私も一番安いのを試食しましたけれども、大変おいしかったです。きのうは千葉県下の市町代表の、共済組合の定例会がありましたので、昼の時間に、全部そのメニューの一部を出していただいて、食させていただきましたけれども、皆さんが、これが東庄のいちごかということで、非常に喜んでいただけたと、各市町に帰って、多分宣伝するだろうなど。パンフレットも十分持たせました。そういうことで、千葉県下6万人の市、町の職員がいますから、その方たちに少しでも知れ渡ればいいなど、それが広告塔になってもらえればありがたいなど、そういう思いであります。これが成功するように、今後とも町もバックアップしていきたいと、このように考えております。

また、氷川きよしさんの歌った歌が1月29日にリリースされました。これが今、テレビ等で、NHKも先々週になりますか、取り上げて、約45分間、このデビュー15周年ということで、この記念の歌として取り上げたということで、宣伝をしておりました。

東庄町に営業部長もお見えだったということでありますけれども、その中で、先ほど来の質問でありますけれども、町の題材にして取り上げていただいたということは、大変ありがたいことだと思っております。映画化されたのが約50本、そして今年はちょうど大利根河原の決闘から170年の年に当たります。そういうことで、氷川きよし15周年と、これを作詞した松井由利夫さんはちょうど12年前にこの曲を温めていたそうであります。多分、氷川きよしが15周年を迎えるときにはこの歌を記念に歌わせようということで、この股旅ものの歌を温めてきたということでありますから、非常にそういう意味では、本人にとっても、また所属レコード会社にしても、かなり宣伝をかけるということでありました。

町としてはどうかということでありますけれども、実は、町にはミリオンセラーになった曲が大利根月夜、大利根無情ということで、2曲ありました。これも全国的に有名になった歌であります。あわせて玉川一門が、二代、三代、そしてまた今、一門の弟子たちがこの浪曲ということで残しております、天保水滸伝も非常に今、浪曲ブームも多少火がついてきて、また一役買っているようであります。そういうことで、そういうことを残してある地域だということが、これからやはり一つの町の一つの起爆剤になるとすれば、この2月17日に朝日新聞に取り上げていただい

て、天保水滸伝、忘れないでということで、今までの経緯でありますとか、町が取り組んでいる姿勢であるとか、それからこのデビューした氷川きよしさんとどのような形でタイアップしていきますかというような取材等の記事が出ておりました。その最後の部分に、氷川きよしに報道陣に答えた答えが載っております。平手造酒は時代劇のヒーローであったと。そして、平手造酒をクローズアップさせたいし、地元にも応援していただいて、この曲を出したと。ぜひ地元でイベントをやりたいということで、本人が取材に答えたということでありますから、町としても、この意に沿えるように、またどういう形がこの意に沿えるのかどうか分かりませんが、今後、担当課を含めて、また皆さん方の協力をいただきながら、進めてまいりたいと、このように思っております。

これはたまたまそういうようなことがめぐりめぐってきたということもありますけれども、町が取り組んできた多くの方々の天保水滸伝NEOでありますとか、そういうものの取り組みがひとつクローズアップされてきたなという思いがいたします。ですから、やはりこれはチャンスでもあるし、この機を逃すことはないだろうという思いがいたしますので、町としてもこの一年を通じて、イベントの柱になれるようなものとして捉えて、頑張って支援してまいりたいと、このように考えているところであります。

あわせて、このムードがただ、打ち上げ花火的なものではなくて、町民にとって一つの大きな連携の中でのつながり、絆というようなものを生んでいただければ、そしてまた地域の意識と、そこに住む人たちの心意気が、浪曲の中にはよく人情の世界と、こう言われますけれども、そういうものが一つの売りとして、町の特色として、上手に出るような、そういうものの考え方も一つ基軸において、捉えて進んでいきたいと、考えております。

いろいろ申し上げましたけれども、今、神崎町の話もされましたけれども、あれも神崎町には酒造会社2社があって、別々にイベントを開催してきたところを町が仲介して、一つにまとめて、その酒蔵祭りを発酵という観点から捉えて、発酵の里こうざきということで、2社を同時開催させて、そしてまたイベントを組んだわけでありました。これも成功例の一つかなと思っています。そういうことも含めて、地域の人たちも、そしてまた近隣の人たちも、今一生懸命そういうふうにして取り組んでいるわけありますから、町としてもみんなが一丸となって取り組むような

行事、また一緒になって考えられるようなこと、そういうものにもきっちり取り組んでまいりたい、そういうふうに思っていますので、皆様方もまたご支援とご協力を合わせて、この場からお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

1 番、林俊之君。

1 番（林 俊之君）

ありがとうございます。ぜひよろしくお聞きしたいと思います。

3 回目ですので、私のほうから要望を一つ申し上げまして、終了したいと思いません。答弁は要りません。

氷川さんとかいちごとか、いろいろイベントがありますが、これから話をすることは、全般的なものとお聞きいただきたいと思います。一般的な話としてお聞きいただきたいと思います。

町民の方々が一つのイベント、事業を行おうとするとき、その事業に賛成をする人もいるでしょう、また反対をする人もいるわけです。ただ、たくさんの町民の皆さん、たくさんのボランティアの皆さんが、1 年間頑張っている、そんなみんなが何とか報われるように、町は内容、状況をよくご覧いただき、きちんとした判断をしていただくよう、これからもぜひよろしくお聞きしたいと思います。それを強く要望申し上げまして、終了いたします。ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

以上で、林俊之君の一般質問を終わります。

次に、5 番、佐久間義房君。

5 番（佐久間義房君）

ちょうど眠くなる時間で申しわけありません。教育問題だけ、また集中的に多くなっちゃっておりますけれども、東庄町の学校教育の状況について、1、小中学校教育諸問題に対する委員会の対応体制について。

現在、町内の小中学校における学級崩壊が現実には起こっていると聞いております。原因については、さまざまな要因があると思いますが、町内の学校における原因はどのようなものなのか伺いたい。

実際、授業中に席を離れたり、教師の言うことを聞かずに自由な行動をしたりすることだと思えます。このようなことが起きていると、その学級全体の授業のおく

れ等が起こっていると思われます。少数の生徒、児童が行った行動が、学級全体の迷惑を起こしていることで、授業にならず、ほかの子供たちの授業のおくれを招いていることは切実な問題だと思ひます。

対応等も非常に難しいことと思ひますが、将来のある大切な子供をこのような環境から守ることは大切なことであり、このような状況を改善することにどのような対応、対策を行っているのか、お伺ひします。

2番目に、教育支援センターの運営状況について伺ひます。

登校拒否、不登校の対策については、平成20年3月から東庄町教育支援センターを設置し、運営されているところですが、現実問題、不登校の問題は切実なものと考えられます。子供だけの問題ではなく、親、教師も戸惑いを感じるころだと思ひます。不登校になる理由はさまざまなことが考えられると思ひます。例えば、学校生活でのいじめ、家庭での虐待、教師からの暴力など、ほかさまざまな理由が考えられますが、東庄町教育支援センターを設置されていますが、住民に対してどのように周知されているのか、またこのことに携わる教育委員会はこれからどのようにこの不登校等の問題に取り組んでいくかお伺ひいたします。

次回からは自席にて行ひます。よろしくお祈ひします。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、林敏行君。

教育課長（林 敏行君）

それでは、ご質問の要旨のうち「小中学校教育諸問題に対する委員会の対応体制」についてでございます。

まず、学級崩壊の件について、一般論としてお話をさせていただきますが、原因としましては、集団生活への適応障害ですとか、ADHD注意欠陥/多動性障害と言われますけれども、そういった疾病、また家庭環境に起因するものなど、さまざまな問題が考えられるわけでございます。特定の子どもの自分勝手な行動が、他の子どもたちにも作用することによって、教師がその対応に追われ、授業を進めることができなくなる。こういった場合、学校では校長・教頭、担任教師などが協力をし合ひまして、事態を収拾することに努めます。

一方、保護者との連絡、あるいは面談を重ねまして、場合によっては、保護者の方に学級に入っただきまして、児童に付き添っただきなどの要請をしてお

ります。

また、町教育委員会としましては、学校の要請に応じまして、指導主事の派遣、あるいは学習支援員として、教員経験者を雇用しまして、学校に配置するなどの対応をとることになります。

次に、要旨の2点目「教育支援センター」適応指導教室とも言われますが、これについてのご質問でございます。

東庄町教育支援センター「ふれあいルーム東庄」は公民館の東城分館内に設けております。指導員については、週3日勤務、教員経験者をお願いすることになります。詳しくは、町例規集の「東庄町教育支援センターの設置及び運営に関する要綱」と、「東庄町教育支援センター指導員に関する要綱」を後ほどご確認をいただければと存じます。

次に、教育支援センターの周知の関係でございます。教育支援センター、適応指導教室は、諸事情により、学校の集団生活になじむことが難しい児童・生徒を支援するために設置するものでございます。制度上は教育のセーフティネット、施設の機能としましては、シェルター的な意味合いも持っております。このようなことから、町教育委員会からは、その存在を積極的に広く知らしめるような施設ではないと考えております。

適応指導教室の趣旨や設置に関しましては、学校や関係機関が十分承知をしております。実際のご利用のご案内については、各学校を通じまして、対象の児童・生徒の保護者の皆様にお伝えすることになります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

5番、佐久間義房君。

5番（佐久間義房君）

いろいろ手は尽くしていると思えますけど、この学級崩壊に至っては、もう十何年も前から起きているというような状況を聞いております。それで、午前中の大綱議員さんも防犯カメラのことを聞いておりましたが、不法侵入防止のために、学校等において、カメラの設置等の検討を実施したことはあるのかどうか、それもお伺いしたいと思います。

それといろいろな面においても、この抑止力にはなるとは思うんですけども、ブ



ライバシーの侵害とかなんとか、そういう問題に携わってくるのかもしれませんが、仮にダミーのカメラでも、子供たちにわからないようにカメラを設置したよなんていうような方法もあるんじゃないかなと、こういう検討も一つ、してもらえないかなと思います。

それと、東庄中学校の女子の制服についてお伺いします。現在の女子の制服は、東庄中学創設以来からだと思えますけど、今の制服については、活動性に欠け、夏場なんか非常に暑いのではないかなと思うんですけど、クールビズ等、会社などではいろいろ暑さ対策をとっている現状がありますので、できれば制服の見直しを検討してみられたのかなと思えますけど、その辺はどういうお考えか、お考えをお聞かせください。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、林敏行君。

教育課長（林 敏行君）

2点、ご質問をいただきました。

まず1点目、不法侵入対策としての防犯カメラの設置でございますけれども、これにつきましては、東庄中学校においては、学校前のロータリー部分を監視するカメラ、これを設置しております。職員室に設置してありますモニターを通じまして、常時、監視が可能となっております。

なお、小学校には設置をしてはございません。また、過去に検討したというような経緯もないようでございます。議員がおっしゃるように、ダミーカメラ、あるいは「防犯カメラ作動中」ですとか、「警察官立寄所」、そういった表示も抑止効果があると言われております。いずれにしても、今後の状況に応じて対応を検討することになってまいります。

また、2点目の東庄中学校の制服の関係でございます。生徒の健康上、問題があるのではないかとということであれば、学校のほうにもその旨をお伝えしたいと考えております。基本的に制服の制定については、学校のほうでお決めいただいておりますので、議員からいただいた情報をお伝えしたいと考えております。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

5番、佐久間義房君。

5 番（佐久間義房君）

制服の件について、また一つ提案があるんですけど、これから夏場にかけて、衣がえというのは、男子だったらかえズボンだとか、そういうのがありますよね。女子に対しては、オーバーオールじゃなくて、スカートだけ、かえスカートみたいな形でやれば、父兄の負担も少なく済むと思うんですけども。今のヘルメットで1年生、2年生、色分けでやっておりますよね。それを段階的にブレザーの色で、新1年生から何色のブレザーとかと、段階的に変えていけば、父兄の負担も少なく、制服の切りかえができるんじゃないかなと私は思うんですけど、そういう検討もひとつよろしく願いして、要望として質問を終わらせていただきます。

よろしく願いします。

議長（鎌形寿一君）

以上で、佐久間義房君の一般質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

次に4番、花香孝彦君。

4番（花香孝彦君）

4番、花香孝彦です。議長のお許しをいただきましたので、質問事項、消費税の影響に伴う、経済対策について、大きく1点。

要旨、来年度予算への消費税増税の影響、地域活性化へ向けた経済対策。以上、2項目を伺わせていただきます。

消費税が来月の4月から値上がりとなります。町へも地方消費税交付金として、約2倍の年間約1億円ふえる予定と考えておりますが、私は地方消費税交付金がふえても、歳入はプラスマイナスゼロとなると推測しています。理由は、算定方法次第ではございますが、基準財政需要額、この枠が大きくふえなければ、地方消費税交付金がふえても、地方交付税が減るだけと考えるからです。

1項目めとして、来年度予算への消費税増税の影響について、歳入に対する影響額、地方消費税交付金の増額分と、増額による地方交付税の減額分の差額として、どのくらい歳入がふえ、また歳出に対する消費税増税分の影響額はどのくらい負担がふえるのか、及びその歳入歳出の差額も確認させてください。

2項目めとして、地域活性化へ向けた経済対策について。地域経済も消費税増税の影響により、大きく冷え込むのではないかと懸念されており、国も5兆円の経済

対策を予定いたしております。この5兆円から、どのくらいの経済対策費、事業がどう町へ配分されたのでしょうか。伺わせていただきます。

国の経済対策次第ではありますが、町としてもすぐにでも地域経済へカンフル剤を投入する必要があり、地方の公共事業をふやすことも過去の事例から効果的ではありますが、地域経済への影響が高い対策が必要であると考え、何か地域が元気になる施策があるか伺わせていただきます。

以上、2回目の質問は自席より行わせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、五十嵐秀司君。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、私のほうから質問事項1の消費税の影響に伴う経済対策について、要旨1の来年度予算への消費税増税の影響について、お答えをいたします。

最初に、歳入への影響額ということでございますが、平成26年度予算のうち地方消費税交付金は、1億3,300万円。平成25年度の予算では、1億810万円で、2,490万円、23%の増が見込まれております。

実際の地方消費税の交付率は、現行の1%に対し、改正後は1.7%になりますので、0.7%の増ということでございます。

また、平成26年度中に交付される算定基礎のうち、3カ月分は前税率、9カ月分が新税率での地方消費税となります。

地方交付税の基準財政収入額で、地方消費税交付金が算入されておりますが、前年度の交付額を使用するので、平成26年度予算における交付税算定では、消費税率改定による影響はないと言えます。

次に、平成26年度歳出予算における消費税率改正による影響額ということでございますが、前提として、あくまで大枠で試算したものということでご理解のほうをいただきたいのですが、4,000万円程度と見込んでおります。算出は消費的経費のうちの物件費、維持補修費、それから投資的経費の内の普通建設事業などの影響のある予算額は、13億3,530万円と見込んでの算出でございます。従いまして、歳入歳出における影響額の差し引きでは、歳出4,000万円に対しまして、歳入2,490万円で、差し引き1,510万円の歳出超過と言えます。

続いて、国の補正予算に対応した、地域経済が元気になるような施策事業という

ことですが、当町の平成25年度補正予算では、対応する事業はございません。平成26年度当初予算では、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金等が計上されている状況でございます。

以上で私のほうから答弁を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

4番、花香孝彦君。

4番（花香孝彦君）

地方消費税交付金は、社会保障費に充てることになっているということは、十分に理解して質問させていただいておりますが、やはり地域経済を活性化する目的には利用できないということを理解いたしております。

そういう中で、あえて比べさせていただいたんですけれども、消費税増税の影響分の歳出も大きくふえてしまい、大きな経済回復策はやはり国からの補助金に頼らなければならない、地方が自由に使える財源は減少する一方なのではないかと危惧いたしております。

そのような中、消費税増税により、地域の衰退が懸念されている中、地域を活性化させるための財源を私なりに考えてみました。

今、景気は駆け込み需要もあり、消費者物価指数、失業率及び株価、円安など、数値上は経済が回復していると感じられていますが、国際的な日本円、通貨の価値はアベノミクスにより金融緩和を行い、通貨の供給量をふやし続けることで、現金、預金で持っていること自体が通貨の価値が安くなる方向へ進むこととなります。現金を持ち続けよりは、給与アップ、雇用拡大、または設備投資など、好景気が循環する状況をつくらなければ、現金という資産価値が少なくなるだけで、26年度は不景気とならないようにしなければならぬ大きな分岐点的な年だと考えています。

偏った見方ではありますが、デフレ下において、個人の借金、企業の借金、行政の借金の基準が厳しくなったことにより、借り入れが抑制され、借金をしたくてもできない状況、もしくは不利であり、借金は減らすという考え方が主流であったと考えています。

今はインフレへ誘導し、マネタリーベースで2倍の供給し、借り入れを促進するのであれば、地方行政へも町債を発行しやすくなるように基準も緩和されるべきと考えています。

健全化比率を緩和し、町債を発行しやすくなるなら、数年後へおくらせて調整している事業を一部早めることもできるのではないかと考えています。私は、景気が好転するときに必要なのは、将来の収入を前借りすることで、通貨の循環量を、急激に需要を増加させることなのではないかと考えています。デフレの期間が長く、借金をふやすなどと考えるのは間違っているような気がします。今までのデフレ的な考え方のままでは、全く逆の方向を向いた施策となってしまう。インフレへと進むと判断したなら、早急に施策の見直しを行い、借金を返済することに重点を置くのではなく、固定低金利の今がチャンスと捉え、返済可能な範囲内で借り入れを起こしてでも早期に事業を進め、経済の活性化を後押ししていく、国も経済対策として多くの施策を行う予定ですが、地方の景気は二、三年おくれて景気がよくなると言われており、今、思い切った対策をしなければ、不景気のまま光熱費の値上げ、消費税の増税と重なり、数年間は負担し続けなければならなくなります。

地方中小企業の経営者さんに、地方の景気がよくなるのを待つのではなく、内部保留を、給与アップなどをお願いするなら、地方行政も基金への積立を一時的にやめ、地方から景気がよくなる対策、施策を行政がカンフル剤的な、地域で循環する好景気をつくるきっかけを考えなければならないのではないのでしょうか。

国が5兆円の経済対策を行うなら、地方行政も国と同調する必要があるときは同調し、同じ方向に進まなければならないと考え、地域の実情にあった独自の経済対策を行わなければ、地方経済は完全に凍りついてしまいます。インフレへと進むなら、好景気をつくる財源として、財政調整基金の取り崩しは可能かどうか、26年度は積み増しをしないという選択は可能なのか、行政にも財源がない中で、減るにもかかわらず、地域経済を衰退させないという決意としてご検討いただけるか伺わせていただきます。

消費税は、国として安定財源なのかもしれませんが、地方経済が冷え込む要因をつくってしまい、私は東京などの地方の都心部自治体と地方の田舎の自治体への配分方法に問題があり、失業率の高い低所得者の多い地方の田舎、自治体への配分率を多くなるようにすれば、すぐ需要がふえ、逆に経済対策になったのではと考えています。すぐにできる経済対策として、特産品の加工開発、販売促進を上げさせていただきますが、企業が特産品をつくる開発費を補助することで、自分たちの町の特産品として愛着を持っていただき、贈答品として使い、宣伝していただきたい。

6次産業化や地産地消を促進し、地域でつくり、加工し、消費してもらおう。今はいちご、SPF豚肉などがあり、それぞれ加工され、付加価値をつけて販売もされています。これらの販売を促進するため、観光PRにも努めていますが、もっと多くの特産加工品があってもよく、商品開発と観光客誘致に力を入れ、その利益は社員や地元還元していただき、好循環を生み出して、雇用の拡大につなげてほしいと思います。観光客誘致の大型駐車場整備の補助金や規格外野菜の加工特産品などの地元特産品の開発、その他、地域経済が拡大する投資に地域活性化補助金と類似いたしますが、審査ありの観光施設新築・増築補助金、特産品開発補助金など、個人事業主や企業へも、地域を元気にしてくれる、やる気のある経営者をサポートする補助金が可能か伺わせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

総務議長、五十嵐秀司君。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、私のほうから地域活性化へ向けた経済対策ということで、平成26年度においては、財政調整基金への積み増しを行わずに、地方経済振興のために使つてはというご提案をいただきました。

平成26年度予算案では、基金の新規積み立ても取り崩しも計上してございません。しかし、町では安全安心なまちづくり事業としまして、道路関係予算に9,500万円増額。子育て支援対策として、幼・小・中学校の給食費補助に1,000万円補助と、1億円を超える増額予算によりまして、住民の暮らしやすいまちづくりを目指しているところでございますので、よろしくご理解のほうをいただければと思います。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長、金島正好君。

まちづくり課長（金島正好君）

それでは、地域活性化に向けた経済対策の関連で、ご質問のありました補助金についてお答えいたします。

観光客誘致の大型駐車場整備の補助金、観光施設新築・増築補助金につきましては、現在補助金の枠組みがなく、難しいものがありますが、特産品の開発については、補助金とは異なりますが、農村ふれあい塾等で対応できる場合もございます。

個別の案件につきましては、その都度、町にご相談していただきたいと思います。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

4番、花香孝彦君。

4番（花香孝彦君）

財政調整基金の関係なんですけれども、財源について計上していないということで理解いたしました。

また、今後余剰金があるなら、そのとき考えていただきたいと考えております。そのほかにも地域活性化資金の解釈など、拡大して解釈していただいて、利用できるようであれば地域活性化のために使っていただきたいと考えております。

特にことは、26年度は地域経済を衰退させないように、地域を元気にして、やる気のある方々をサポートして、好循環を促していただきたいと考えています。その補助金は、経済対策は、今はないにいたしましても、町で相談に応じていただけるということで、心強い答弁もいただき、ありがたく感じております。6年後には東京オリンピックの開催が予定されています。林議員の一般質問にもありましたが、また鈴木議員からも提案がありました道の駅について、この東京オリンピックに合わせて、6年後までという考えで、みんなで協力してつくっていったらどうかと考えております。そこに今から開発させていただく、相談に応じていただいて、開発になったような特産品など出てくるかと思っておりますけれども、開発した加工品、特産品などを販売したいと考えております。

東庄町のいちご、アイベリーという品種は、日本一大きいと言われており、その日本一の産地は、実は東庄町なのではと私は考えております。SPF豚肉も日本一鮮度のよい豚肉なのではと思うことがありまして、ホワイトボールも皇室へ献上されるほど品質もよく、そのほかにも日本一の潮留の堰があり、やはり日本一と冠をつけることによって、何か活気が出てくるのではないかなと考えております。

一つ例に挙げるといたしまして、きっかけとして、日本一のアイベリー産地を目指すということで地域がまとまり、活性化していければいいと考えております。

地域でお金を循環する仕組み、大きな視野で見れば国内でお金を循環させ、国産品を、少し値段が高くて買おうことを促進する、特産品を販売することによって、及び加工品を販売することによって、地域は地産地消、国も国産国消を、タイミン

グ的にはT P P 導入前に意識改革を行っておくことで、内需の拡大、経済の枠がふえ、働く場所が確保されるのだと思います。デフレ解消の一助につながるのだと考えております。

来年度、26年度は好景気をつくることが非常に重要な1年であり、デフレ不況からインフレ好景気へと、今までと考え方を変えなければならず、方向の異なる施策は見直しすることを考えていただき、地域行政からも東庄町の景気を元気にする、財源が減る中でも、バックアップすることを約束いただくことで、雇用をふやしたり、給与を早急に上げるように進めていただきたいとお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

以上で花香孝彦君の一般質問を終わります。

次に8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

8番、高木でございます。東庄町の今と将来について質問させていただきます。合併しないで自立を決意した本町の将来の姿について質問させていただきます。

質問要旨1、脱、人口減少について。本町は、毎年200人前後の人口減少が続いております。国の社会保障人口問題研究所の発表によると、2035年には9,968人となっており、その後、将来的には6,000人ぐらいになるのではないかとと言われております。このような急激な人口減少は町政運営にさまざまな問題を生じさせます。その一例が小学校の統合問題でした。ある程度の人口減少はやむを得ないのかなとは思いますが、6,000人ぐらいの人口では、本当に活気のない町になってしまうのではないのでしょうか。人口減少対策は、町政の一丁目1番地の課題かと思いますが、町は脱、人口減少について、どのように考え、どんな対策をするのでしょうか。お示してください。

質問要旨2、町の活性化について。急激な人口減少が進む中、今こそ町の活性化策は必要なことではないのでしょうか。毎年、ふれあい祭りや航空ショー等のイベントが行われていますが、これも活性化の一部なのかもしれませんが、これだけでは活性化とは言えません。イベントに出る人にとってはよいことかもしれませんが、大多数の町民にとっては、どういうことなのでしょう。多数の町民が参加して、楽しく、そして町全体が豊かになることが活性化の原点であろうかと存じます。町



は活性化について、どのように考えているのでしょうか。お考えがあれば具体的にお示しください。

質問要旨3、自立した夢のある町づくりについて。町づくりで大事なことは、自立した町であり、将来に夢のある町であってほしいものです。まちづくりに成功した一つの例が北海道美瑛町です。美瑛町の資源は大地である畑と森林が全てだと考え、農業の振興と景観を大切に、日本で最も美しい町を目指して取り組んだということです。まちづくりに取り組んでから15年になりますが、今では全国から、世界中から大勢の観光客が押し寄せるようになりました。美瑛町の農産物は、ブランド品としての価値をますます高めているとのこと。来年は美瑛町において、世界で最も美しい村連合の会議が世界中から数十カ国が参加して開催されるということを知っています。美瑛町を日本で最も美しい町にするぞという大きな夢に向かって、リーダーが引っ張ってきた結果だと思います。美瑛町の取り組みは、国からの指導や補助金は一切なく、全て自分たちで考え、取り組んでいるとのこと。本当に素晴らしいことです。

本町においても、田んぼと畑と山林が資源です。私は以前、農業の振興について質問いたしました。国の指導と補助金に頼った振興策を聞きました。これからの町づくりは、自分たちで考え、行動、実行することが一番大事なことだと思います。

この例が示すように、リーダーが大きな夢に向かって行動し、取り組んできた結果が、このような成果につながったのだと思います。町は自立した夢のある町づくりについて、どのように考えているのでしょうか。

以上で私の1回目の質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、五十嵐秀司君。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、私のほうから、ただいま質問がありました東庄町の今と将来についてということで、質問要旨1番目の、脱、人口減少についてお答えさせていただきます。

国立社会保障・人口問題研究所発表のデータによれば、議員がおっしゃられたように、驚くような数字になります。これは町といたしましても非常に懸念、憂慮しているところでございます。

対策に関しましては、東庄町にできる分相応のところからコツコツと手がけていく以外ないのかなと考えております。例えば、子供の医療費の無料化や各種子育て支援策など、今後も継続的に取り組んでいくことが必要だと考えております。

続いて、町の活性化ということで申し上げます。議員がおっしゃるように、各種イベントそのものが、全て地域の活性化だとは思ってはおりません。活性化は人々の生活やさまざまな活動の中で、人がぶつかったり、意気投合したり、互いに刺激し合い、熱を帯びること、それが新たな活動を生んだり、仕事につながったり、継続的、あるいは断続的に人々が反応し続けることだろうと考えております。

そのために、イベントがイコール活性化ではなく、地域活性化へのきっかけの一つと考えております。そういった意味で、住民の中から活動のリーダー的存在や組織が生まれ、人々を巻き込み、継続的な活動につながるように地域活性化補助金をはじめ、農業支援など、各種支援策を講じているところでございます。

続いて、自立した夢のある町づくりについて申し上げます。夢のある町づくりということでございますが、「暮らしやすさ」と「協働」というキーワードをもとに、「住むことに快適な町」を形成していくこと、「町に関係する全ての人」が一体となって町づくりを進めていくことを目指して、町づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

それには、町づくり会議のような、地域で暮らす方々からのご意見等を参考にしながら進める必要がございます。議会の皆様方にもご理解とご協力をお願いするところでございます。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

町の活性化、自立した夢のある町づくりについては、いろいろな考えが出されていると思います。本町においては、まちづくり課が置かれております。町づくりは、最重要課題であろうかと存じます。大都市への一極集中が進む中、地方はますます衰退していくのではないのでしょうか。今こそ発想の転換をすべきと考えます。百考は一行にしかずという言葉があります。一つの行動は百の考えよりもすぐれている

ということでしょうか。町には実行と行動が求められていると思いますが、いかがでしょうか。

以上、いろいろと申し上げましたが、最後に、町長のご所見を賜ればありがたいなと思います。よろしく申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

ご所見ということでございますが、先ほど来、北海道美瑛のお話が出てまいりました。北海道美瑛町、私も何度かお伺いしておりますが、大変美しく、丘のある町ということで美しい町であります。

美しい町を残そうということが基本理念にあります。そういうことで、浜田哲町長、46歳から町長をされて、今、4期目であります。この町長の目指した観点は、要するに、我が町は自分たちで守っていこうと。そして、この美しさを継続して行こうと言う一つの大きな理念を持っておりました。その中で、町長は自分たちでできることは自分たちでやろうという合い言葉をつくり、そして町全体の経営者は私だということの宣言をして、職員の削減を含めて、周りとの合併を全部休止して、そして進んできたわけでありました。それが美しい村づくりの運動を展開して、国内でも賛同してくれた町村、またイタリアを含めて、世界の4カ国が、今、この美しい町運動に参加していて、開催を北海道の美瑛でやるということでのお話でありました。

ここは私も農業委員会等を含めて、何度も行っている中に、本当に花のある美しいところであります。農産品を中心に、結果的には裕福であるかないかということが基本の理念にあったと思います。都会的な裕福さは求めなくても、ここに住む人たちが笑顔で、楽しく暮らせて、幸せであればいいというこの考え方で進んできたと思います。ですから、合併をせずということは大変苦しかったのではないのかなと。あれだけ今、北海道で町村はまだ140ほど残っておりますが、その中でやはり土地が広いために合併ができないというのも一つの理由でありますけれども、しかしながら、みんな開拓で入ってきた人たちであって、その町、村に対する愛着は物すごいものがあります。いわゆる自分たちの先祖の人たちが汗水流して築いてきた町、村であるということの深い愛情と愛着がありますから、我々が考えるよりも

はるかに強いものがあるのではないのかなと、このように思います。

しかし、その中で首長の権限、たしか土木会社の社員であって、39歳で議会議員になられて、2期をして町長になった方ではありますが、その理念は非常に町民に理解していただいて、そしてまた特産を含めた後の経営は自分にあるんだと言ったんですが、実際には農協とタイアップして、北海道の北海道連を使って、自分たちの地域の特産品を東京市場であるとか、関西の市場であるとかということは、町ができる仕事ではありませんから、やはり力になってくれる方たちと手を組んで、そしてまた美瑛を全国的に宣伝をし、また美しい村の典型は観光のお客さんでありますから、その方たちに美瑛に来て住んでみたい町の、今度は宣伝に入っていったと。

確かにこれの基本的になるものは、私は名前を忘れましたが、美瑛に住んでおられた写真家が、この美しい景色はもう何年かたてばなくなるんだらうということを残して亡くなられたと。しかし、それを守ってきたということであります。私はその考え方は非常に賛同もできますし、理解もできます。しかしやはり行政を任された人というのは、本当に大変なことでありまして、死に物狂いでやられたのではないのかなと思います。決して比較されたり何かすることにめげずに、確かにそれは苦しかったと思いますけれども、理想を掲げたならば、それをやり遂げるといふ大きな信念があったからこそできたのではないのかなと私は思っています。

これがやはり日本の町、村を守る基本的な一つの考え方ではないのかなと。ただ、大きいものと一緒になれば、住民は豊かさを得るけれども、幸せになれるかどうかは、私はよくわかりません。まだ結果も出ておりませんが、少なくとも自分たちの自立できる地域を守って、そこに住む人たちが笑顔で、幸せであれば、そしてお互いさまの気持ちがあれば、暮らしができるわけでありましてけれども、その今以上の豊かさだけを求めるものなのか、幸せであって、楽しく暮らせるほうを求めるものかということの選択は、首長にとっては大変難しい選択だったと私は思います。

しかしながら、自分たちの住むふるさとが、いつも同じような状況であって、そこにまたお互いさまの力の中で住む人たちの喜びを感じれば、そこに住む人たちの気持ちはほかの人が想定できないものだと思えます。それは不幸せだとか幸せだとか、ほかの人が言うべき話ではなくて、住む方たちがきちんと生活ができて、お互いに助け合って、そしてまた笑顔で暮らせる町ができれば、これは最高

の行政、地方自治だと私は今でも思っております。私の理想とするところであります。

我が町も、今、人口減の話が出ました。こういう状況下の中、人が減れば、じゃあふやすしかないかなと。ただ、それだけではなくて、今住んでいる方たちをきちんとした形の中で、やはり幸せを感じていただくことも大事なことでありますから、そういう意味においては、いろいろな分野にわたって手を尽くさなければならないと思っております。ですから、東庄町に住む方たちが笑顔で、幸せで、そしてまた小さくても大きくても関係なく、この地域性を十分生かしながら、住むことの喜びを感じていただけるような、そういうまちづくりが、先ほど申し上げました浜田町長と同じようなことができれば、こんなに幸せなことはないと私は今でも思っております。

町は、そういう形の中で進んでいくべきだろうと思えます。その中に、人々が知恵を出し合って、協力し合って、お互いを理解し合って、いい町をつくろうと、そういう意識がこの町をつくってきた大きな一番の要素だと私は思っています。まさしく国が、そしてまた地方が改めて美瑛という町を見直したのは、このあたりではなかったのかなと、こう理解をしております。

私もまた、もう一度今の質問を含めて、考えながら訪問をいたしたいなと思っております。

以上、主観を述べさせていただきましたけれども、答弁にかえさせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

ありがとうございます。まちづくりのやり方というのは、いろいろな方法があるかと思えます。お金がいっぱいあれば、予算があれば、ぼんとやることもできるんでしょうけれども、今のような財政、どこの町村でも財政状況が苦しい中においては、その地域の人がやっぱり知恵を出し合って、まちづくりを進めていく、これが大事ではないかと思っております。ひとつ今後とも行政のほうとしては、町づくりに全力で取り組んでいただきたいなと、こういうように思うところです。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

以上で高木武男君の一般質問を終わります。

次に6番、板寺正範君。

6番（板寺正範君）

6番、板寺正範です。東庄町福祉車両の貸し出しについて。昨年広報東庄5月号に、寝台（ストレッチャー）付きワゴン車寄贈という記事が載っていました。町の福祉に役立ててほしいと、町内の方からの町に寄贈されたもので、寄贈者の意向に沿い、希望があればいつでも利用できるよう、申請窓口は東庄病院にしましたとありました。この記事を見て、本当にありがたいことだと思いました。足腰のぐあいの悪い方、車椅子の生活をしている方が通院に使用したり、親戚や友人宅への訪問、そして家族と一緒に買い物やお出かけなど利用でき、外出することへの意欲も出てくるのではないかと思います。介護保険のサービスでも、送迎など、いろいろあるかと思いますが、制約や面倒な手続が必要となります。この福祉車両の貸し出しは、そのような面倒なこともなく、自由に利用できるということで、かなり利用者が多いのではないかと感じておりました。しかし、町の中を走っている車を見たこともなく、どれだけ利用されているのか、何か利用しにくい仕組みになっているのではないかと感じました。

そこで、次の3点について伺います。

その1、貸し出しを行っている福祉車両の管理窓口。そして、その車種、機能の説明と台数を教えてください。

その2、利用申請手続方法と、貸し出しの条件、実施要綱など教えてください。

その3、各福祉車両の貸し出し利用状況について、1年間にどのぐらいの利用件数があるのか教えてください。

2回目以降の質問は、自席で行います。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、質問事項、東庄町福祉車両の貸し出しについて、現状、問題点、その解決策と今後の取り組みについてお答えいたします。

議員さんの質問にありましたように、まず1点目の福祉車両の管理窓口、車種、

機能、台数についてですが、町には福祉車両が3台ございます。健康福祉課には車椅子仕様車が2台ありまして、いずれもトヨタ・ラクティスで、定員は4人、うち車椅子が1台利用できます。

東庄病院には、先ほど議員さんがおっしゃられましたように、寄贈されましたストレッチャー付きワゴン車が1台ございます。トヨタ・ハイエースで、定員は最大8人。車椅子と寝台1台ずつ、または、車椅子のみで2台利用できます。

続きまして、2点目の利用手続の方法と貸出要綱についてですが、65歳以上の高齢者または心身障害者で、利用対象者がご本人、もしくは同伴する家族、社会福祉団体及び施設、社会福祉ボランティアなどとなっております。

利用料は無料で、利用期間は原則1日となっております。申し込み窓口は、健康福祉課及び東庄病院となっております。利用開始日の5日前までの申し込みとなっております。貸し出す際には、運転者の免許証を確認するとともに、車両の異常の有無を確認し、利用者に使用方法を説明いたします。

3点目の貸し出し状況についてですが、平成24年10月に導入いたしました健康福祉課の車両の利用状況は、平成24年度が18件、平成25年度は、1月までで16件となっております。また、東庄病院の車両の利用状況は、昨年5月から貸し出しを始め、この1月までで6件ございました。今後、利用者の拡大を図るために、町広報紙やホームページなどでPRに努めていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

6番、板寺正範君。

6番（板寺正範君）

貸し出しを行っている福祉車両を一度見てみたいと思ひまして、東庄病院に伺いました。ストレッチャーつきワゴン車や福祉センターの車両も見せていただきました。また、貸し出しについてのお話も少し聞かせていただきました。その中で、自分としては二つの問題点を感じました。その一つは、申請手続から許可まで、5日ほどかかるのではないかと、このこと。そして、二つ目は、福祉車両の運転操作してくれる人の人材確保が必要ではないかということを感じました。

申請から許可までの時間につきましては、利用者の方が事前にきっちり予定が立つ場合には、早目に予約をして、許可を得て、使用するということができるかと思

いますが、例えば、あしたは天気もいいし、父ちゃんの仕事の都合もいいし、お墓参りや親戚のうちに行ったり、買い物にも行きたいなど、貸してもらえないかなと思ったときに、すぐ貸し出しが受けられると思えば、借りてみようと思うのではないかと思います。

この件につきましては、貸し出し実施要綱というのをこの間、いただきましたが、そのときに、先ほど答弁がありました、5日前までに申請するとありましたが、現状では、申請があればすぐにでも許可をいただいて、貸し出ししていただけないかなというように聞きましたので、この点はクリアできているのかなと思いました。

ただ、その部分を一般町民の皆さん、あるいはホームページなどでどんどん告知をしていただければいいのかなと思います。

そして2番目、運転手の人材確保ということですが、福祉車両の運転と操作はなかなか初心者では難しいのではないかなと思いました。特に、寝台つきワゴン車は、リフト機能がついていて、とても便利ですが、車体がとても大きく、女性ではなかなか、また男性でも運転しづらいのではないかなと思います。車椅子のリフト操作なども、初めてでは戸惑うことが多いのではないかなと思います。

また、福祉センターの車椅子仕様車も、小さい、コンパクトな車ではありますが、スロープがついていて、それを人力で車椅子を押し上げるという作業が必要で、これはやはり複数の人の手が必要だと思います。そういうことを考えますと、車を借りるのはいいけれども、どうしてもそれに携わる人が、あるいは運転してくれる、操作してくれる人が必要になるのではないかなという感じがしました。

一般的には、お父さんが仕事をしていて、お母さんが、おじいちゃんやおばあちゃん、体のぐあいの悪い方を介護介助されているケースが多いと思いますが、そういう状況の中で、お母さん一人で積極的に福祉車両を借りていろいろ用事をしようとはなかなか思えないのではないのでしょうか。もしそこに手軽に借りられる車と、ちょっと手助けをしてくれる運転手の人の手があれば、かちなり前向きに考えられるのではないかなと思います。

その運転手の確保についてですが、一番望ましいのは、ボランティアさんが組織をつくり、運転代行の支援をしていただければいいのかなと思っています。

そしてまた、有料になるかとは思いますが、シルバー人材センターの活用も考えられないかなと思います。



いずれにしても、福祉車両を有効利用してもらうためには、人と車がセットで貸し出しできるシステムを構築しなければ、利用者は利便性を感じられないのではないかと思います。町としては、どのように考えますか。お伺いいたします。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、ただいまのご質問について、お答えさせていただきます。

まず、1点目の申請手続から許可までの時間短縮、面倒なところがないかというご質問でございますが、申請方法につきましては、先ほど申し上げましたように、要綱で利用開始日の5日前までに申請となっており、町のホームページでも同様に記載されておりますが、昨年の広報5月号で、東庄病院の福祉車両につきまして、希望があればいつでも利用できること記載されております。健康福祉課の福祉車両につきましても、実際には平日であればいつでも利用できるようになっておりますので、今後、要綱の改正を行いたいと考えております。

なお、申請から許可までの時間についてですが、事前に車両の空き状況を確認していただき、申請手続きに不備がなければ、当日の貸し出しについては可能でございます。

2点目の、運転が不安な人や不慣れな人のために、運転手の確保と、今後、車と運転手を一緒に手配できるシステムづくりについてということでございますが、運転手の確保につきましては、現在、ボランティアによる運転代行の希望があった場合には、町社会福祉協議会と協議することになっております。実際には協議会の職員が運転代行をしたケースもございます。

また、先ほど議員さんがおっしゃられましたように、有料での運転代行といたしまして、シルバー人材センターの活用も今後考えていきたいと思っております。またシステムづくりということですが、今後、関係する機関とも協議の上、検討させていただきたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

議長（鎌形寿一君）

6番、板寺正範君。

6番（板寺正範君）

3回目の質問ですが、要望としてお聞きいただければと思います。答弁は結構で

す。

福祉車両を現状のまま借りられる方は、先ほども申し上げましたが、運転できる方、そしてそれを介助する方、要するに家族が多くて、借りてもそれを使用できるという状況的によい方だと思います。便利なこの車、福祉車両の設備があり、あいっているにもかかわらず、人の手がなく、利用したくてもできない方のためにも、早急にこのシステム、運転手、ドライバーの確保というシステム構築を考えてほしいと思います。

福祉車両が有効に活用され、町の中を走ることが、寄贈してくれた方の願いだとも思いますし、自分が思う福祉車両の究極の姿は、困ったときには電話1本で送迎してくれるシステムを持つことだと思います。福祉の町、東庄という言葉を出すものであれば、ここの部分の問題を解決して、安心して暮らせる町づくりというものを願うものです。

どうぞよろしくお願いいたします。以上で質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

以上で、板寺正範君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。3時05分の再開といたします。ご苦労さまでした。

（午後 2時47分 休憩）

（午後 3時05分 再開）

議長（鎌形寿一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

諮問第1号の人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱でございますが、人権擁護委員法に基づき、市

町村長が議会の意見を聞いて推薦することになっております。

このたび、青柳衛治氏が平成26年6月30日の任期満了をもって退任されることから、新たに候補者として推薦するものでございます。

今回新たに候補者として推薦したい河津正夫氏は、東庄町青馬にお住まいで、昭和26年2月12日生まれでございます。昭和48年4月に東京法務局に就職され、平成22年4月、千葉地方法務局を退職されました。河津氏は誠実な方で、社会に貢献しようとする意欲旺盛な方でございます。皆様のご意見を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

お諮りします。

ただいま議題となりました諮問第1号については、正規の手続を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本件はこれを適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

日程第7、議案第1号、町税条例の一部を改正する条例を制定することについて及び日程第8、議案第2号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第1号、町税条例の一部を改正する条例を制定することについて及び議案第2号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本条例は、いずれも平成25年6月12日に公布された地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令に伴い、引用する町税条例及び国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

町民課長、池永芳則君。

町民課長（池永芳則君）

議案第1号、町税条例の一部を改正する条例を制定することについて及び議案第2号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについての内容について、ご説明申し上げます。

初めに、町税条例の一部を改正する条例を制定することについてでございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令に伴い、関係条文を改正するものでございます。

改正の主なものは、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度についてでございますが、参考資料の1ページをお願いいたします。現在の規定では特別徴収制度の該当者が賦課期日、すなわち1月1日以降に町外へ転出した場合、年金からの特別徴収が停止され、普通徴収となります。これに伴い、納税者の方は納付の負担、市町村は納付書発送等の負担が発生していましたが、双方の負担を軽減するため、平成28年10月1日以降は特別徴収を継続できるように改正するものでございます。

また、年金支給額や控除額が変わることにより、年税額が変動した場合に生じていた仮徴収税額と本徴収税額の不均一を平準化するために、4月、6月、8月に徴収する仮徴収税額を現行の前年度の本徴収税額の3分の1から、前年度の年税額の6分の1に改正するものであります。本改正につきましても、平成28年10月1日からの適用となります。

次のページをお願いいたします。

第7条の4以降につきましては、平成28年1月1日以降、金融所得課税について、損益通算の範囲が拡大され、公社債等に対する課税制度が見直されることから、上場株式等にかかる配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う規定の整備及び株式等にかかる譲渡所得等の分離課税が一般株式等と上場株式等に区分されたことに伴う規定の整備を行うものであり、現在、非課税とされている国債、地方債、公募公社債等の譲渡所得等について、分離課税制度の課税対象として追加する改正でございます。

本改正は、平成29年度分の個人町民税からの適用となります。

続きまして、議案第2号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについての内容についてご説明申し上げます。

参考資料の25ページをお願いいたします。

本改正につきましては、町税条例の改正と同様、地方税法施行令及び省令が一部改正されたことに伴うもので、主な改正内容は町税条例と同様、現在非課税とされている国債、地方債、公募公社債等の特定公社債等の譲渡所得等について、分離課税制度の課税対象として追加すること、株式等にかかる譲渡所得等の分離課税について、一般株式等にかかる譲渡所得等と上場株式等にかかる譲渡所得等を別々の申告分に課税制度に改正をされたことに伴い、国民健康保険税における所得割の算定についても所要の規定の整備を行うものでございます。なお、今回の改正は平成29年度分の保険税からの適用となります。

以上で説明を終わらせていただきます。可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第1号、町税条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第3号、東庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて及び日程第10、議案第4号、東庄町介護保険件条例の一部を改正する条例を制定することについて、以上、2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは議案第3号、東庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて及び議案第4号、東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

昨年3月の地方税法の一部改正に伴い、町税条例の一部を改正したところでござ

いますが、この中で、延滞金の割合の特例に関し、後期高齢者医療保険料及び介護保険料について、町税との公平性を図り、同様の取り扱いとするため、後期高齢者医療に関する条例及び介護保険条例の所要の改正を行うものでございます。

また、後期高齢者医療に関する条例におきましては、千葉県後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する条例の引用条項の修正をあわせて行っております。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

町民課長、池永芳則君。

町民課長（池永芳則君）

議案第3号、東庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて及び議案第4号、東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについての内容について、ご説明申し上げます。

このたびの改正は、地方税法の改正に伴い、延滞金の利率を改正するものでございまして、町税及び国民健康保険税につきましては、昨年6月議会定例会におきまして可決いただいたところですが、町税等との公平性の観点から、後期高齢者医療保険料及び介護保険料についても同様の改正を行うものでございます。

初めに、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の関係でございますが、参考資料の34ページをお願いいたします。第2条の改正につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合の条例と整合性を図り、町の行う事務規定の引用する条文の整備を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。附則第2条の改正は、延滞金の割合の特例につきまして、町税等との公平性を図るため改正を行うものでございます。

続きまして、介護保険条例の関係でございますが、参考資料の36ページをお願いいたします。

介護保険料につきましても、同様の改正を行うものでありまして、改正の内容につきましては、後期高齢者医療保険料にかかる延滞金の改正と同じでございます。また、この改正は町税と同じく平成26年1月1日からの適用となります。

以上で説明を終わらせていただきます。可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第3号、東庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第5号、東庄町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて及び日程第12、議案第6号、東庄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。



( 事 務 局 朗 読 )

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第5号、東庄町障害程度区分審査会委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて及び議案第6号、東庄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

平成24年6月に、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるため、関係法律の整備に関する法律が公布され、これにより、障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正されたことなどに伴い、本町の障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例及び重度心身障害者の医療費助成に関する条例の所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、議案第5号、東庄町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて及び議案第6号、東庄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての内容について、ご説明申し上げます。

先ほど町長の提案理由にもありましたように、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、略して障害者総合支援法に改正されたことに伴い、町の関係条例を改正するもので、主に名称を改めるものでございます。

恐れ入りますが、参考資料の37ページをお開きいただきたいと存じます。初めに、東庄町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の名称の改正につきましては、障害者総合支援法の中で障害程度区分について障害の多様な特性、その他

の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す障害支援区分に平成26年4月1日施行で改められることから、障害程度区分審査会を障害支援区分審査会に名称を改めるものでございます。

さらに、第1条中、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に、東庄町障害程度区分審査会を東庄町障害支援区分審査会に名称を改めるものでございます。

続きまして、38ページをお開きいただきたいと存じます。東庄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の第3条第3号中、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改め、第5条第12号を第5条第11号に改正するものです。

なお、引用条項である障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第10項が平成26年4月1日施行で削除されることに伴い、第5条第12号が第5条第11項に繰り上がるため改正するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、原案のとおり可決くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。初めに、議案第5号、東庄町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、東庄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第7号、東庄町社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第7号、東庄町社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法の施行に伴い、社会教育法が一部改正をされ、これまで同法に定められていた社会教育委員の委嘱の基準については、今後、文部科学省省令で定める参酌すべき基準を参酌して町の条例で定めるととされたことから、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細については担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、林敏行君。

教育課長（林 敏行君）

それでは、議案第7号について、ご説明を申し上げます。

今回の条例改正については、町長の提案理由にありまして、社会教育委員の委嘱の基準については、これまで社会教育法の中に規定されておりましたが、法の一部改正によりまして、文部科学省令に参酌すべき基準が規定されまして、町がそれを参酌して町の条例で定めるとされたことによるものでございます。

町としましては、この文部科学省令で定める基準を検討した結果、変更しなければならない特段の事情は認められないと判断されることから、省令で定める基準のとおり、条例に規定しようとするものでございます。

次に、条例の内容について申し上げます。お手数ですが、参考資料の39ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

まず、条例の題名については、表の右側、現行の東庄町社会教育委員の定数等に関する条例を左側、東庄町社会教育委員に関する条例に改めるものでございます。

第1条においては、見出しを現行の目的から趣旨に改めた上で、左側の改正案にありますように、条文を社会教育法第15条及び第18条の規定に基づき、社会教育委員の設置、定数、任期、その他必要な事項を定めるものとするという趣旨規定に置きかえるものでございます。

次に、現行の第2条から40ページにまたがりませんが、第6条については、改正案で第3条から第7条にそれぞれ繰り下げを行います。39ページのあいた第2条には、改正案の見出しにあるように、新たに設置を加えます。条文についても新規に、第1項では、本町に社会教育委員を置くことを規定し、第2項には、先ほど申し上げましたように、社会教育委員の委嘱の基準について文部科学省令で定める参酌すべき基準のとおり、委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱すると規定するものでございます。

続く、改正案のほうの第3条の定数においては、15名を15人に書き改め、改正案第6条の第2項においては、文中の条例番号にその条例が制定された年号を追加するものでございます。

次に、お手数ですが、議案書の23ページをごらんいただきたいと存じます。議案書のほうでございます。

一番下の附則については、本条例の施行日を平成26年4月1日とするものでご

ざいます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第7号、東庄町社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第8号、東庄町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第8号、東庄町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本条例は、病院事業の職員の定数を48人から50人に改めるため、職員定数条

例を改正するものでございます。

東庄病院は、議会を初め、関係各位のご理解とご支援により、健全経営を進めているところでございますが、今後、医師、薬剤師、看護師の確保により、さらなる医療体制の充実を図れるよう、定数を二人増やしたく、提案するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、五十嵐秀司君。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、議案第8号、東庄町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについて、内容を説明いたします。

参考資料の41ページをお願いいたします。第3条第1号で、病院事業の職員の定数を48人と定めておりますが、これを50人と改める内容でございます。病院職員は、昨年7月にリハビリ部門の充実のため、理学療法士1名を採用し、現在47人となっております。町長の提案理由にもございましたように、今後、医師、薬剤師、看護師の確保により、さらなる医療体制の充実を図ってまいりたく、定数を二人増やすものでございます。

なお、施行日は本年4月1日としております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほう、お願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第 8 号、東庄町職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 9 号、町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第 9 号、町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本案は、町長、副町長、教育長の給料月額についての減額措置を再度延長するものでございます。町長、副町長及び教育長の給料につきましては、平成 17 年 4 月から町長 20%、副町長 15%、教育長 10%の減額措置をしており、本年 3 月まで更新してまいりました。このたび、この減額措置を平成 26 年 4 月から 26 年 12 月まで延長すべく、条例の改正を行うものでございます。

なお、それぞれの給料月額につきましては、町長が 7 万 8 千 500 円から 6 万 2 千 800 円、1 万 5 千 700 円の減。副町長が 6 万 4 千 400 円から 5 万 7 千 400 円、9 千 600 円の減。教育長が 5 万 6 千 500 円から 5 万 8 千 500 円、5 千 600 円の減となります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第9号、町長、副町長及び教育長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第10号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第10号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

職員の給与は、地方公務員法により、生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等との均衡を考慮して定めなければならないとされております。本案は、平成25年度において、地方公務員法の趣旨に沿って、国や県の動向を踏まえつつ、千葉県給与改定に準じた給与の改定を行うことが適当と考え、条例改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決



くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、五十嵐秀司君。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、議案第10号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の改正内容につきまして、ご説明をいたします。

平成25年度の給与改定につきましては、本町は千葉県職員の給与改定に準じた内容で、次の2点について改正を行うものであります。

1点目は、初任給が民間との間に格差を生じている状況を考慮しまして、若年層に限定した給料月額改定を行うものでございます。

給料表につきましては、指定職給料表を除く全ての給料表を対象としまして、主に1級から3級までの一部を改正するものでございます。

この改正によるそれぞれの給料表に該当する人数と月額差額の平均は、行政職、第1表が16人で、約1,600円。医療職、2表が4人で1,300円。医療職3表は5人で、1,400円でございます。これを平成25年4月1日にさかのぼって適用させるものでございます。

2点目は、高齢者の職員の給料の抑制を図る目的で、医師を除く55歳以上全ての職員の昇給時における号給数を現行2号給となっているところを1号給とするものでございます。

本年4月1日から施行することとしております。

以上が、今回の給与条例の改正内容でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第10号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第11号、東庄町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第11号、東庄町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

地方公営企業法第38条第4項の規定により、水道事業の職員の給与の種類及び基準は、地方公共団体の条例で定めることとされており、本町においても一般職の給与条例にならい、指定しているところがございますが、このたび、一般職の企業条例を準用する形で条例を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金島正好君）

それでは、議案第11号、東庄町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を改正する条例を制定することにつきまして、議案内容を説明いたし

ます。

参考資料の79ページをお願い申し上げます。

町長の提案理由でも申し上げましたが、水道事業の職員の給与について、一般職の給与条例を準用するという条例を制定するものでございます。今まではどうしていたかと申しますと、一般職の給与条例を基に簡素化して必要な項目について水道事業の職員の給与条例を定めていましたが、現在、水道事業職員はまちづくり課水道係の4人の職員で何ら一般職の職員と給与条件が違うところはありません。したがって、水道事業職員の給与条例をさらに簡素化して、一般職の給与条例を準用するように改正するものでございます。

まず、79ページ、改正案、左側の第1条でございますが、目的を規定しております。地方公営企業法に基づき、給与の種類及び基準を定めることを目的とするとしております。

続いて第2条は、給与の種類を規定しております。

続いて第3条は、給与の基準を規定しております。ここで一般職の職員の給与等に関する条例の規定を準用するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第11号、東庄町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第12号、平成25年度東庄町一般会計補正予算（第5号）及び日程第19、議案第13号、平成25年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第3号）、以上、2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました、平成25年度東庄町一般会計補正予算（第5号）及び平成25年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第3号）、2会計の補正予算につきまして提案理由を申し上げます。

最初に、議案第12号、平成25年度東庄町一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,434万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,088万6,000円とするものでございます。

このほか第2条、繰越明許費で地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を定め、第3条、債務負担行為補正では、限度額の補正を行っております。

まず、歳入歳出予算補正の主な内容でございますが、先ほど議決をいただきました議案第10号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例に伴い、該当する若年層の給料の補正を行っております。

次に、福祉関係では、障害者の自立支援給付費や放課後児童健全育成事業の増額分を計上いたしました。

続いて、農業関係では、農業基盤整備促進事業補助金として、排水路補修に係る負担金を計上しております。

次に、土木関係でございますが、橋梁の設計業務委託料や土地改良施設の改修に係る負担金を計上いたしました。

最後に、積立金といたしまして、ふるさと応援基金にご寄附をいただいた寄付金を基金に積み立てております。

なお、歳入については、歳出に伴う国県補助金や寄付金及び諸収入を補正し、歳入が歳出に不足する分については、繰越金を補正しております。

以上、一般会計補正予算の主なものについて申し上げます。

続いて、議案第13号、平成25年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,362万9,000円とするものでございます。

内容については、歳出において、給料表の改定による人件費の増額、介護報酬改定等に伴うシステム改修による委託料の増額をそれぞれ補正するものでございます。財源としましては、国の補助金と一般会計での繰入金をもって充て、なお不足する額を前年度繰越金で充てるものでございます。

以上、2会計の補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

総務課長、五十嵐秀司君。

総務課長(五十嵐秀司君)

それでは、平成25年度東庄町一般会計補正予算(第5号)の内容について、説明をさせていただきます。

議案書の51ページをお願いいたします。

最初に歳出から申し上げます。まず、町長の提案理由にもございましたが、職員の給与改定による補正ですが、2款・総務費ほか、該当する款の2節・給料に計上しております。国や県では、人事院勧告に基づき、官民格差分の給与改定を行っており、当町でも同様の措置を講ずるもので、対象となる職員は9科目で12名、22万7,000円となっております。以下、説明の欄に給与改定分と計上しており

ますものは説明を省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

3款・民生費、1項1目・社会福祉総務費、19節・障害者グループホーム運営費補助金31万1,000円は、対象人数の増による補正となっております。

次に、20節・自立支援給付費650万4,000円も、人数及び事業の増による給付費の補正となっております。

次の23節・償還金利子及び割引料240万円は、補助金や負担金の返還金で障害者自立支援給付費を初め、次のページにわたる6事業ございまして、平成24年度分の精算に伴うものでございます。

次の28節・繰出金5万8,000円は、初めにご説明いたしました給与改定に伴うもので、介護保険特別会計での職員給与改定分の繰出金でございます。

同じく社会福祉費の6目・デイサービスセンター費の13節・デイサービス運営事業委託料13万円は、利用者の増による委託料の増額補正となっております。

続いて、2項4目・児童福祉施設費の13節・放課後児童健全育成事業委託料25万6,000円は、すぎのこクラブの利用者の増による委託料の補正となっております。

次の19節・一時預かり事業補助金1万円は、笹川中央保育園への補助金の補正となっております。

続いて23節・償還金利子及び割引料67万9,000円。平成24年度に行いました子育て支援事業のうち一部補助対象外があったことに伴い、補助金を返還するものでございます。

次に、5款・農林水産業費、次ページの1項5目・農地費の19節・農業基盤整備促進事業補助金47万3,000円。桁沼土地改良区で行う排水路整備補修工事の補助金で事業費の10%が負担割合となっております。

次の7款・土木費、2項2目・道路橋梁維持費の設計業務委託料65万円は、笹川橋補修設計業務委託料で、現予算の追加分として補正するのであります。

続いて、19節・土地改良施設維持管理改修事業負担金15万4,000円。東総用土地改良区で行う水路補修工事の負担金で、30%が負担割合となっております。

次に、3項1目・河川総務費の19節・排水機場管理費負担金40万円は、東今泉排水機場の機器修理にかかる負担金で、負担割合は12分の5となっております。

歳出の最後、12款・諸支出金、基金費ですが、今年度にふるさと応援基金へご寄附をいただきました209万5,000円を基金に積み立てるものでございます。

次に、歳入について申し上げます。議案書の50ページにお戻りいただきたいと思っております。

14款・国庫支出金、1項2目・民生費国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金325万2,000円は、歳出で申し上げました民生費の自立支援給付費の補助金でございます。

続いて、2項1目・民生費国庫補助金の子育て支援交付金、マイナス1,168万6,000円は、科目の組みかえを行うもので、次の15款・県支出金、2項・県補助金、2目5節・児童福祉費補助金の地域子育て支援拠点事業補助金として補助金と一時預かり事業補助金に組みかえをいたしました。

なお、このほかに歳出で補正いたしました一時預かり事業の補助金として5,000円が計上されたことによりまして、この2件の合計は1,169万1,000円となっております。

続いて、15款・県支出金、1項2目・民生費負担金の障害者自立支援給付費負担金162万6,000円は、国庫支出金でも申し上げました民生費の自立支援給付費の補助金でございます。

次の2項2目・民生費補助金、2節・障害児者福祉費補助金の障害者グループホーム運営費等補助金15万円も民生費の障害者グループホーム運営費補助金の補助金となっております。

続いて5節・児童福祉費補助金の放課後子どもプラン推進事業補助金53万7,000円は、歳出で補正しました、すぎのこクラブへの補助金でございます。

なお、今回の歳入補正では、現歳出予算に計上しております事業についての歳入も補正をしているため、今回の歳出補正額より歳入補正額が多くなっております。

次に、17款・寄附金ですが、指定寄附としてふるさと応援基金に209万5,000円。ふるさと応援基金では、本年度は8名の方と一団体よりご寄附をいただいております。

一つ飛びまして、20款・諸収入、5項3目・雑入では、通所介護収入として14万3,000円。歳出で申し上げましたデイサービス運営事業にかかる収入となっております。

最後に、歳入が歳出に不足する653万9,000円について、19款・繰越金の前年度繰越金で補正をするものでございます。

続いて、第2条の繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用することのできる経費を定めるものでございます。

47ページの第2表をお願いいたします。第3款・民生費、2項・児童福祉費で、子ども子育て支援システム導入委託事業354万6,000円、県補助金の関係で12月議会において補正予算の議決をいただきましたが、システム仕様に未確定部分があり、26年度に繰り越すものでございます。

次の7款・土木費、2項・道路橋梁費で橋梁設計業務340万円。橋梁補修工事1,084万円。設計につきましては、笹川橋、補修工事は川口橋ほか1橋にかかるもので、河川協議の遅延に伴う工期の延長によるものでございます。

続きまして、第3表・債務負担行為の補正でございます。戸籍システム更新事業で、平成24年度から平成28年度までの5年間、限度額を4,108万円を設定をしていましたが、平成26年4月1日からの消費税の改正に伴い、増額補正を行い、限度額を4,110万円とするものでございます。

以上で一般会計補正予算(第5号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほう、お願い申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(石毛 克身君)

それでは、議案第13号、平成25年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、内容をご説明申し上げます。

歳出よりご説明を申し上げます。議案書の61ページをお開きいただきたいと思います。

1款・総務費13万3,000円の増額につきましては、給料表の改定による人件費と介護報酬改定等に伴うシステム改修による委託料を補正するものでございます。

3款・地域支援事業費5万1,000円の増額につきましても、給料表の改定による人件費を補正するものでございます。



以上の結果、歳出補正額の合計は18万4,000円の増額、歳出合計で11億2,362万9,000円となります。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。60ページをごらんいただきたいと思っております。

3款・国庫支出金6万3,000円の増額につきましては、歳出の総務費委託料に計上しました介護報酬改定等に伴うシステム改修に対応するもので、2分の1の補助金でございます。

7款・繰入金5万8,000円の増額につきましては、給料表の改定による人件費の増額分を一般会計から繰り入れするための補正でございます。

8款・繰越金6万3,000円の増額につきましては、歳出の総務費委託料に計上しました介護報酬改定等に伴うシステム改修に対して、国の補助金を充てて、なお不足する財源につきましては、前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上の結果、歳入補正額の合計は18万4,000円の増額。歳入合計で11億2,362万9,000円となります。

以上で平成25年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

最初に、議案第12号、平成25年度東庄町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成25年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

5日の会議は定刻に参集願います。

ご苦労さまでした。

(午後 4時17分 延会)